

第2次 海田町男女共同参画基本計画



平成30(2018)年3月
広島県海田町

はじめに

海田町では、平成 19（2007）年度に「海田町男女共同参画基本計画」を策定し、計画を推進する様々な施策を取り組んでまいりました。

その間、社会環境は大きく変動しており、平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍や働き方改革を社会全体として推進していくことが求められています。そのためには、性別に関わらず、家庭、地域、職場などあらゆる場で、互いに人権を尊重し活躍できる、男女共同参画社会の実現が必要です。

こうしたことから、「第 2 次海田町男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画をはぐくむ心と人づくり」「男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり」「男女共同参画を支える安全・安心づくり」「計画の推進力づくり」を基本目標として定め、具体的施策を盛り込んでおります。

今後は、男女共同参画の理解を深めていただくための広報・啓発に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、町民、事業所等の皆様と共に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただいた海田町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月



海田町長 西田 祐三

<目次>

はじめに

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の目標年次と計画期間	2
第2章 計画の基本的考え方	6
1 計画の基本理念	6
2 計画の基本目標	7
3 施策の体系	7
第3章 施策の方向と具体的施策	13
1 男女共同参画をはぐくむ心と人づくり	13
2 男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり	16
3 男女共同参画を支える安全・安心づくり	21
4 計画の推進力づくり	27
5 数値目標（指標一覧）	29
資料編	30
1 海田町の基礎データ	30
2 男女共同参画の推進状況	36
3 男女共同参画社会についてのアンケート調査結果の概要	40
4 参考：広島県男女共同参画基本計画（第4次）における目標指標一覧	56
5 第2次海田町男女共同参画基本計画の策定経緯	58
6 計画の策定体制	59
7 海田町男女共同参画審議会	60

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進展、家族形態やライフスタイルの多様化、社会経済活動の成熟化・国際化・情報通信の高度化や非正規雇用問題に代表される雇用形態の変化など、社会環境が大きく変動しています。

こうした環境の変化に対応し、活力ある地域社会をつくっていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

国では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、同法に基づき平成 12（2000）年 12 月に「男女共同参画基本計画」、さらに第 2 次計画及び第 3 次計画を経て、平成 27（2015）年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、平成 27（2015）年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

広島県においては、平成 13（2001）年 12 月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づく「広島県男女共同参画基本計画」が平成 15（2003）年 2 月に、さらに第 2 次計画及び第 3 次計画を経て、「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」が平成 28（2016）年 3 月に策定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されています。

このような状況を踏まえ、海田町においても、平成 20（2008）年 3 月には「海田町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりを総合的・計画的に進めてきました。

「海田町男女共同参画基本計画」は、計画期間が平成 29（2017）年度で終了することから、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策推進のため、「第 2 次海田町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

第2次海田町男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた海田町の基本的な考え方や具体的な取組など、男女共同参画行政の総合的指針を示し、その計画的遂行を図るものであり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として策定するものです。

また、計画の策定にあたっては、国の定める「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（平成27年9月）及び「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28年3月）を勘案し、海田町のまちづくりの基本となる「第4次海田町総合計画」に即するとともに、福祉保健部門やその他町が策定した計画との調整・整合を図ります。

なお、男女共同参画にかかわる住民意識などを踏まえるためアンケート調査を実施し、「海田町男女共同参画審議会」における検討を計画策定に反映させます。

3 計画の目標年次と計画期間

目標年次：平成34（2022）年度

計画期間：平成30（2018）年度～平成34（2022）年度

なお、計画を取り巻く状況や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

※男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

※女性活躍推進法第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

男女共同参画基本計画（第4次）、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針、及び広島県男女共同参画基本計画（第4次）の要点

男女共同参画基本計画（第4次）

○平成27（2015）年12月閣議決定

○基本的な考え方（平成37年度）、施策の基本的方向及び具体的な取組（平成32年度）

●目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

●第4次計画で改めて強調している視点

- ①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが必要不可欠ことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクション^{※1}の実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

●政策領域と12の施策分野

<政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍>

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

<政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現>

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

<推進体制の整備・強化>

※1 ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

○平成 27（2015）年 9 月閣議決定

●基本的な考え方

①女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方

～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

- ・働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等，自らの意思によって働き又は働こうとする女性が，その思いを叶えることができる社会
- ・男女がともに，多様な生き方，働き方を実現でき，ゆとりがある豊かで活力あふれる，生産性が高く持続可能な社会

②行政の役割

- ・事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく支援
- ・女性に対する支援措置や，職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備
- ・女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革

③事業主の取組に必要な 5 つの視点

- ・トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う
- ・女性の活躍の意義を理解し，積極的に取り組む
- ・働き方を改革し，男女ともに働きやすい職場を目指す
- ・男性の家庭生活への参画を強力に促進する
- ・育児や介護等をしながら当たり前キャリア形成できる仕組みを構築する

●事業主が実施すべき取組に関する基本的な事項

- ・男女を通じた働き方改革への取組
- ・女性の積極採用，教育訓練，人材育成，非正規雇用女性への対応など，各段階の課題に応じた取組
- ・職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進
- ・ハラスメント※²への対策等
- ・「国家公務員の女性活躍とワーク・ライフ・バランス※³推進のための取組指針」を踏まえ，公的部門による率先垂範

●女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

- ・女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備 など

※2 ハラスメント

嫌がらせや相手を不快にさせる行動のこと。

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され，国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

広島県男女共同参画基本計画（第4次）

○平成28（2016）年3月策定

○具体的施策の推進期間：平成28（2016）年度～平成32（2020）年度

●目指す姿と基本となる施策の方向

<環境づくり>

職場環境の整備に取り組む事業者が増加するとともに、子育てや介護の支援体制の整備が進むなど、性別に関わりなく誰もがその能力を発揮し、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができる環境

- ①職場における女性の活躍促進
- ②地域社会活動における男女共同参画の推進
- ③男女共同参画の推進に向けた体制の整備

<人づくり>

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野に男女が共に参画できる環境

- ①男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- ②男女共同参画を推進する教育と研修の充実

<安心づくり>

女性に対する暴力による被害者やひとり親家庭などが、ニーズに応じた適切な支援を受けて、自立して安心して暮らすことができる環境

- ①生涯を通じた健康対策の推進
- ②女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- ③誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

我が国においては、これまでの男女平等の実現に向けた様々な取組や、男女の個性と能力の発揮、社会の多様性と活力を高めることの必要性などを背景に、男女共同参画社会の実現が、社会全体で取り組むべき最重要課題と位置づけられています。

こうした考えのもとに、「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年 6 月に公布・施行されました。また、広島県においても、「広島県男女共同参画推進条例」が平成 13（2001）年 12 月に公布されています。

こうした背景や法的整備などに加えて、女性活躍推進法を踏まえ、男女共同参画のあるべき姿に関する基本理念を設定します。

<男女共同参画のあるべき姿に関する基本理念>

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

② 政策等の立案及び決定への共同参画

行政における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

③ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。

④ 国際的協調

男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

⑤ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

男女間の暴力（身体に対する暴力、心身に有害な影響を及ぼす言動）を防止するとともに、被害者の保護を図ること。

⑥ 女性が活躍する社会づくり

様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して活躍できるよう、全ての女性が輝く社会づくりに取り組むこと。

<男女共同参画を進める取組姿勢に関する基本理念(キャッチフレーズ)>

人が輝く 豊かさづくり

—男女で支えるまち・海田—

2 計画の基本目標

計画の基本理念を踏まえ、施策を展開していくための計画の基本目標(施策の基軸)を設定します。

(1) 施策の内容に関する基本目標

① 男女共同参画をはぐくむ心と人づくり

男女共同参画を進めるためには、一人ひとりが人権尊重や男女共同参画の大切さなどについての認識を高めることが基礎的な条件になります。

このため、分かりやすさや関心が高まる表現を工夫しながら、男女共同参画の推進に関する広報・啓発及び教育と学習機会の充実に取り組みます。

② 男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり

男女共同参画を進めるためには、暮らしの様々な場において、男女がお互いに支え合い、責任も分かち合えるように環境を整えていくことが求められます。

このため、家庭や働く場、地域において、男女共同参画につながる環境づくりに取り組みます。

③ 男女共同参画を支える安全・安心づくり

男女共同参画を進めるためには、誰もが安全・安心、かついきいきと暮らしていける条件を確保することが求められます。

このため、女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の支援、生涯を通じた健康づくり、国際交流の推進に取り組みます。

(2) 施策の推進に関する基本目標—計画の推進力づくり—

男女共同参画にかかわる様々な取組を、実効性を伴って展開していくためには、それを推進していくための体制などを整えていくことが求められます。

このため、男女共同参画の推進に向けた町行政や地域における体制づくり、国・県等との連携など、計画の推進力づくりに取り組みます。

3 施策の体系

計画の基本目標を施策の基軸として、施策の方向及び具体的施策を設定し、施策の体系としてまとめます。

＜計画の基本理念＞

- ① 男女の人権の尊重
- ② 政策等の立案及び決定への共同参画
- ③ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ④ 国際的協調
- ⑤ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- ⑥ 女性が活躍する社会づくり



＜広島県＞

広島県男女共同参画基本計画（第4次）



広島県男女共同参画推進条例



＜国＞

男女共同参画基本計画（第4次）



男女共同参画社会基本法

1 男女共同参画をはぐくむ心と人づくり

2 男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり

3 男女共同参画を支える安全・安心づくり

4 計画の推進力づくり

＜計画の基本目標と施策の方向及び具体的施策の柱＞

（1）男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- ① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

（2）男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- ① 男女共同参画を推進する学校教育の充実
- ② 生涯を通じた学習機会の提供
- ③ 研修等の充実・支援

（1）家庭における男女共同参画の支援

- ① 家庭における男女共同参画を推進する取組の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 介護支援の充実

（2）働く場における男女共同参画の支援

- ① 男女の均等な機会の確保と女性活躍の促進に向けた雇用環境の整備
- ② 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備
- ③ 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

（3）地域における男女共同参画の推進

- ① 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- ② 地域活動・まちづくりにおける男女共同参画の推進

（1）男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ① 女性に対する暴力の根絶のための基盤づくり
- ② ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充実
- ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実
- ④ その他女性に対する暴力への対策の推進

（2）生涯を通じた安心と健康づくり

- ① 生涯を通じた健康づくり
- ② 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- ③ 安心していきいきと暮らせる条件の整備
- ④ その他の困難を有する人への対策の推進

（3）男女共同参画をはぐくむ国際交流の推進

- ① 国際交流の推進
- ② 外国人が暮らしやすい環境づくり

（1）男女共同参画の推進に向けた体制づくり

- ① 町の推進体制の充実
- ② 地域ぐるみの推進体制づくり

（2）住民参画と協働による取組展開

- ① 住民参画を進める環境づくり
- ② 協働のまちづくりの推進

（3）国・県等との連携

- ① 国・県等との連携の強化
- ② 周辺自治体等との交流・連携

■施策の体系 ー具体的施策ー

1 男女共同参画をはぐくむ心と人づくり

(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

- 男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発の充実
- 人権教育・啓発の推進

(2) 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

① 男女共同参画を推進する学校教育の充実

- 子どもの発達段階に応じた男女共同参画に係る教育の充実
- 学校におけるキャリア教育の充実

② 生涯を通じた学習機会の提供

- 男女共同参画に関する理解を深めるための多様な学習機会の提供

③ 研修等の充実・支援

- 町職員の男女共同参画に関する研修への参加
- 働く場や地域団体等における研修の促進

2 男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり

(1) 家庭における男女共同参画の支援

① 家庭における男女共同参画を推進する取組の充実

- 家庭における男女共同参画を推進する啓発
- 男性の家庭における活動への参画を促す取組の充実
- 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実

② 子育て支援の充実

- かいた版ネウボラの推進
- 保育サービスの充実
- 放課後児童対策の充実

③ 介護支援の充実

- 在宅サービスの充実
- 施設サービスの充実

(2) 働く場における男女共同参画の支援

- ① 男女の均等な機会の確保と女性活躍の促進に向けた雇用環境の整備
 - 男女がともに個性と能力を発揮するための働き方改革や、女性が活躍できる職場環境の整備促進
 - 町における女性の管理職への積極的な登用
- ② 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備
 - 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた情報提供・啓発
 - 男女がともに安心して働き続けるための子育て支援・介護サービス等の充実
- ③ 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備
 - 女性の起業やキャリアアップ等の支援

(3) 地域における男女共同参画の推進

- ① 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
 - 町の行政委員会及び審議会等への女性の積極的な登用
- ② 地域活動・まちづくりにおける男女共同参画の推進
 - 男女の地域活動・まちづくりへの参画拡大に向けた環境の整備

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ① 女性に対する暴力の根絶のための基盤づくり
 - 女性に対する暴力についての実態把握
 - 女性に対する暴力についての相談体制の充実
 - 女性に対する暴力の根絶に向けた啓発の推進
- ② ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充実
 - ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発の充実
 - ドメスティック・バイオレンスに関する相談の充実
 - 被害者の保護及び自立支援への対応
- ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実
 - セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発の充実
 - セクシュアル・ハラスメント等に関する相談の充実
- ④ その他女性に対する暴力への対策の推進
 - 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくり

(2) 生涯を通じた安心と健康づくり

- ① 生涯を通じた健康づくり
 - 健康教育・相談支援等の充実
 - 生涯を通じた健康づくり対策の充実
 - 食育の推進
 - 適切な性に関する教育の推進
- ② 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - 特定健康診査受診率やがん検診受診率の向上対策の推進
 - エイズ、性感染症等に関する対策の推進
 - 喫煙、飲酒対策の推進
- ③ 安心していきいきと暮らせる条件の整備
 - かいた版ネウボラの推進（再掲：2－（1）－②を参照）
 - 高齢者の社会参画の推進
 - 高齢者の生活支援、介護予防等に対する体制の整備
 - 障がい者の自立した生活の支援
 - 福祉のまちづくり（バリアフリー化）の推進
 - 男女共同参画による防災・災害復興体制の強化
- ④ その他の困難を有する人への対策の推進
 - ひとり親家庭に対する自立等の支援
 - 性的マイノリティやその他複合的に困難な状況に置かれている人への対応
 - 生活保護や生活困窮者自立支援制度における各種福祉施策の推進

(3) 男女共同参画をはぐくむ国際交流の推進

- ① 国際交流の推進
 - 国際理解に関する教育・学習の充実
 - 国際交流活動の推進
- ② 外国人が暮らしやすい環境づくり
 - 外国人に対する情報提供の充実

(1) 男女共同参画の推進に向けた体制づくり

① 町の推進体制の充実

- 男女共同参画推進会議を中心とした推進体制の充実
- 町職員の男女共同参画に関する研修への参加（再掲：1－(2)－③を参照）

② 地域ぐるみの推進体制づくり

- 各種団体等の支援と連携

(2) 住民参画と協働による取組展開

① 住民参画を進める環境づくり

- 男女共同参画に関する情報提供の充実
- 参加機会の拡充

② 協働のまちづくりの推進

- 男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの指針づくり
- 各種団体等の支援と連携（再掲：4－(1)－②を参照）

(3) 国・県等との連携

① 国・県等との連携の強化

- 国・県等の関係機関との連携の強化

② 周辺自治体等との交流・連携

- 周辺自治体との交流・連携体制の充実
- 先進自治体等の情報把握

第3章 施策の方向と具体的施策

1 男女共同参画をはぐくむ心と人づくり

【現状】

平成 29（2017）年 8 月に実施した「男女共同参画社会についてのアンケート調査」では、“男女共同参画”という言葉の認知度について“言葉も意味も知っていた”が約 4 割となっています。

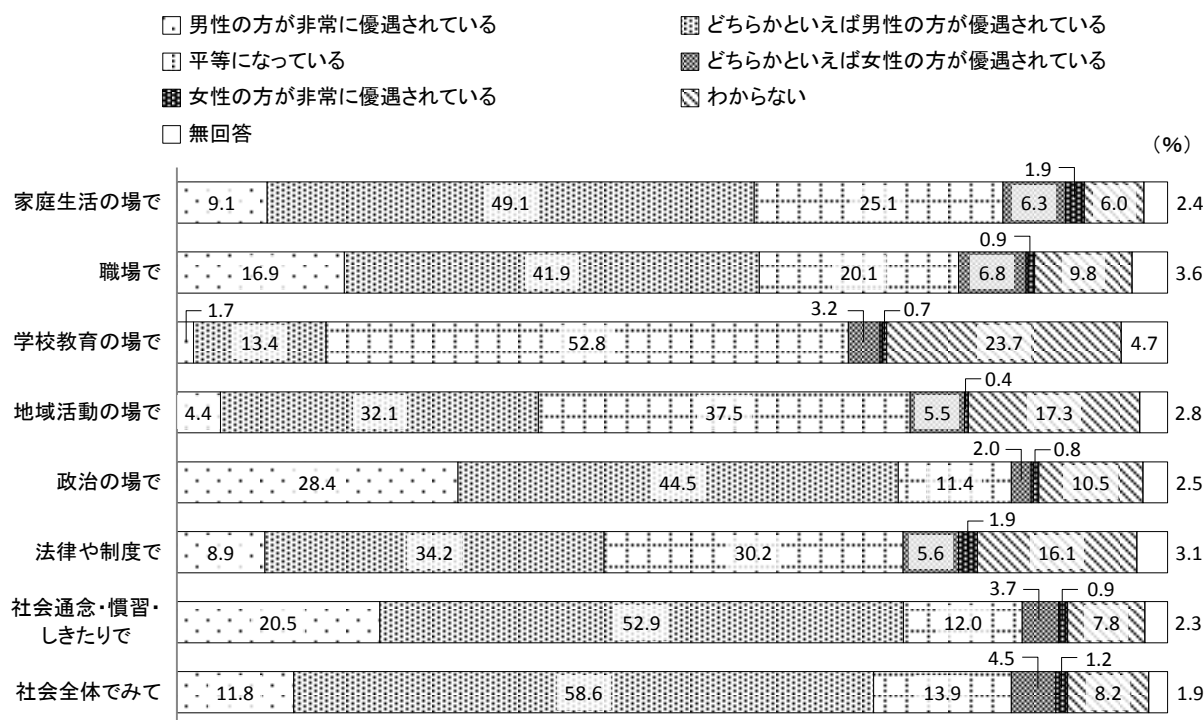
また、男女の平等感についても、家庭生活、職場、政治、社会通念・慣習・しきたり、そして社会全体においては、前回調査（平成 19 年 1 月実施）と大きく変わらず、6～7 割程度が「男性の方が優遇されている」と受け止めています。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、社会のあらゆる分野において誰もがともに参画し、お互いに協力することが大切です。

また、男女共同参画の意識をはぐくむには、子どもの発達段階に応じた教育が大きな役割を果たしているため、学校教育、家庭教育、公民館等の社会教育などのあらゆる場面を通して自立して生きていくために必要な能力や態度の育成を図ることが必要です。

さらに、情報化が進み、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※⁴など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールが広がり、人権を侵害するような違法・有害情報の流出、フェイクニュース（虚偽の情報でつくられた情報・報道）の発信・広がり社会問題化するなど、情報が社会に与える影響は、より一層大きくなっています。

図 社会の様々な場における男女の平等間



※4 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

【事業・施策の評価】

広報・啓発の充実では、広報誌に啓発記事を掲載していますが、男女共同参画の視点での啓発については十分とは言えません。

男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実では、小中学校ごとに人権教育全体計画を策定し、学習機会の確保や進路選択・職業選択の多様化を理解できるよう教育の充実を図っています。また、講演会などを開催するとともに、町職員を対象として関係機関が実施する研修会への参加を進めています。

【課題】

- 男女が互いに協力して男女共同参画を推進していくための啓発
- 様々な場面における教育・学習機会の充実
- 様々な情報を正しく理解・判断するための情報提供や啓発

【施策の方向と具体的施策】

（１）男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

男女共同参画の推進に向け、住民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発を行います。

＜具体的施策：男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実	ア 男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発の充実 ○ 多様な情報手段を利用するとともに、イベント等様々な機会を活用し、男女共同参画に関する理解が深まるよう、広報・啓発を行います。	社会福祉課 企画課 こども課 教育委員会
	イ 人権教育・啓発の推進 ○ 住民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、互いに尊重し合う社会づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。	社会福祉課 教育委員会

（２）男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

子どもの発達段階に応じて、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、住民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習できる機会を提供します。

＜具体的施策：男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 男女共同参画を推進する学校教育の充実	ア 子どもの発達段階に応じた男女共同参画に係る教育の充実 ○ 男女共同参画について理解し、児童生徒がお互いの個性や意思を尊重できるよう、子どもの発達段階に応じた教育の充実を図ります。	教育委員会
	イ 学校におけるキャリア教育の充実 ○ 男女共同参画の視点を取り入れながら、小中学校におけるキャリア教育の充実を図ります。	教育委員会
② 生涯を通じた学習機会の提供	ア 男女共同参画に関する理解を深めるための多様な学習機会の提供 ○ 男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて多様な学習機会の提供を図ります。	社会福祉課 教育委員会
③ 研修等の充実・支援	ア 町職員の男女共同参画に関する研修への参加 ○ 町職員の男女共同参画に関する理解と知識が高まるよう、それぞれの状況に応じた関係機関が実施する研修への参加を進めます。	総務課
	イ 働く場や地域団体等における研修の促進 ○ 働く場や地域団体等において、男女共同参画に関する研修等が行われるよう、情報提供や啓発に努めます。	社会福祉課 魅力づくり推進課

2 男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり

【現状】

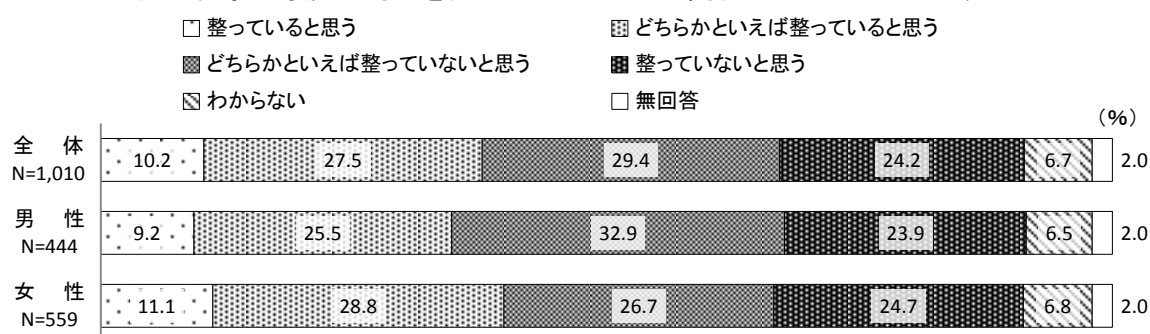
暮らしを支える基礎的な単位である家庭は、男女共同参画を進めるに当たっても、大きな役割と影響力を持つことになります。

仕事と家庭の両立を図ることができる環境が整っているかを、「男女共同参画社会についてのアンケート調査」からみると、“整っていると思う”と“どちらかといえば整っていると思う”を合わせて約4割であり、“理想”と“現状”の差があると言えます。

年齢や性別に関係なく、あらゆる場において男女がともに活躍するためには、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現が重要です。

また、女性が主に、家事・育児・介護などを担っている実態があることから、男女ともに誰もが働きやすい職場環境の整備や、多様なニーズに対応した子育て支援及び介護支援・サービスなどの充実が求められています。

図 仕事と家庭の両立を図ることができる環境が整っていると思うか



【事業・施策の評価】

家庭における男女共同参画の支援では、パパママ教室の開催や、父子健康手帳の交付、保育サービスや放課後児童対策事業を実施するとともに、妊娠から出産・子育てまでを切れ目なく支援する「かいた版ネウボラ^{※5}」を推進しています。

働く場における男女共同参画の支援では、子育て支援や介護サービスを実施するほか、町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、女性の管理職登用や時間外勤務の削減に努めています。

地域における男女共同参画の推進では、町の行政委員会及び審議会等へ女性委員を登用するよう努めているほか、住民活動センターの設置や男女の地域活動・まちづくりへの参画拡大に向けた講演会や講座を実施しています。

※5 ネウボラ

「ネウボラ」とは、妊娠から出産・子育てまでを切れ目なく支援する仕組みです。フィンランド語で「アドバイスする場所」を意味しています。

【課題】

- 家庭における男女共同参画の推進
- 子育て・介護支援の充実
- 多様な働き方を可能とするための支援の充実
- 男女が対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくり
- 男女が地域の活動やまちづくりに関心を持ち、ともに参加していけるように、参加機会の拡充と参加しやすい環境づくり

【施策の方向と具体的施策】

（１）家庭における男女共同参画の支援

家庭生活において、家族が相互に理解し協力しながら、一人ひとりが家族の一員として家事や子育て、介護などの責任を担っていけるよう、啓発や子育て支援、介護支援の充実などに取り組みます。

＜具体的施策：家庭における男女共同参画の支援（１／２）＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 家庭における男女共同参画を推進する取組の充実	ア 家庭における男女共同参画を推進する啓発 ○ 家族が互いに尊重し協力し合って、家事や子育て、介護などを行っていけるよう、啓発の充実を図ります。	社会福祉課 こども課 長寿保険課
	イ 男性の家庭における活動への参画を促す取組の充実 ○ 性別による役割の固定的な考え方を捉え直し、男性の家庭における活動への参画を促進するため、家事や育児、介護に関する情報や学習機会の充実に取り組みます。 ○ 「父子健康手帳」を通じて、男性に対して妊娠や出産に関する知識の習得、育児への参画、子どもとのふれあいなどを促進します。	社会福祉課 長寿保険課 こども課 保健センター
	ウ 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実 ○ 子育てや介護など、家庭生活における不安や負担、悩みなどの解消に向け、各部門が連携した相談支援体制の充実を図ります。	長寿保険課 こども課 教育委員会

<具体的施策：家庭における男女共同参画の支援(2/2)>

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
② 子育て支援の充実	ア かいた版ネウボラの推進 ○ 妊娠から出産・子育てまでを切れ目なく支援する「かいた版ネウボラ」を推進します。	こども課 保健センター 教育委員会
	イ 保育サービスの充実 ○ 多様化する保育ニーズを踏まえ、計画的な施設整備と保育体制の充実を図ります。 ○ 仕事等と家庭生活の両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、地域こども・子育て支援事業(延長保育、一時保育)を推進します。	こども課
	ウ 放課後児童対策の充実 ○ 児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ事業を推進します。 ○ 関係機関及び学校と家庭と地域が連携し、放課後において体験活動や補習などを実施する「放課後子供教室」の充実に努めます。	こども課 教育委員会
③ 介護支援の充実	ア 在宅サービスの充実 ○ 高齢者が安心して暮らせ、かつ、家族の負担を軽減するため、訪問介護や訪問看護、短期入所生活介護など居宅サービスの充実を図ります。	長寿保険課
	イ 施設サービスの充実 ○ 重度の要介護者を中心に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設、介護療養型医療施設への適切な入所が図られるようにするとともに、施設サービスの充実に努めます。	長寿保険課

（２）働く場における男女共同参画の支援

様々な職場において、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮しながら働くことができるよう、関係機関などと連携しながら、雇用環境の整備に努めます。

＜具体的施策：働く場における男女共同参画の支援＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 男女の均等な機会の確保と女性活躍の促進に向けた雇用環境の整備	ア 男女がともに個性と能力を発揮するための働き方改革や、女性が活躍できる職場環境の整備促進 ○ 男女がともに個性と能力を発揮するため、労働団体や国・県・市町が参画して結成した「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として連携を図り、働き方改革、女性活躍推進のための環境づくりに努めます。	社会福祉課 魅力づくり推進課
	イ 町における女性の管理職への積極的な登用 ○ 町が率先して、男女平等と成績主義の原則に基づきながら、女性の管理職への登用を推進します。	総務課
② 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備	ア 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた情報提供・啓発 ○ 育児・介護休業法や女性活躍推進法などの情報提供や啓発を行いながら、長時間労働の是正と休暇取得の促進などに努めます。	社会福祉課
	イ 男女がともに安心して働き続けるための子育て支援・介護サービス等の充実 ○ 男女がともに安心して子育てや介護を行いながら、働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援や介護サービス等の充実に努めます。	長寿保険課 こども課
③ 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備	ア 女性の起業やキャリアアップ等の支援 ○ 国・県、関係機関（広島県女性総合センター）と連携しながら、女性の起業やキャリアアップ等に関する研修や創業サポーターの派遣（県）、関係する制度、相談機関などの情報提供に努めます。	魅力づくり推進課

（３）地域における男女共同参画の推進

豊かで住みよい地域を築いていくため、政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を推進するとともに、男女が積極的かつ主体的に参画する地域活動・まちづくりを進めます。

＜具体的施策：地域における男女共同参画の推進＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	ア 町の行政委員会及び審議会等への女性の積極的な登用 ○ 町の行政委員会及び審議会等への女性の積極的な登用を進めます。	全部課等
② 地域活動・まちづくりにおける男女共同参画の推進	ア 男女の地域活動・まちづくりへの参画拡大に向けた環境の整備 ○ 男女の地域活動・まちづくりへの参画を拡大するため、研修機会や活動の場の確保、情報提供などを進めます。 ○ 地域活動・まちづくりにおいて、女性のリーダー養成の機会の確保を図ります。 ○ 情報提供や相談など、女性団体やグループへの支援の充実に努めます。	社会福祉課 魅力づくり推進課

3 男女共同参画を支える安全・安心づくり

【現状】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに人権を尊重し、生涯にわたって心身ともに健康で安心して過ごせるようにすることが前提です。

ドメスティック・バイオレンス※⁶やセクシュアル・ハラスメント※⁷などは、重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは重要な課題です。「男女共同参画社会についてのアンケート調査」からみると、ドメスティック・バイオレンスを受けたことのある人は女性で15.4%、セクシュアル・ハラスメントについては同様に20.0%となっているほか、“受けたことはないが、見たり聞いたりしたことがある”がいずれも3～4割となっています。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、性別に関わりなく健康について理解を深め、各ライフステージに応じた健康対策が必要です。

さらに、非正規雇用やひとり親家庭が増加しており、貧困などの困難に陥りやすい状況が増えつつあります。また、人々が安心して暮らせる環境整備を進めるためには、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人や、性的マイノリティ※⁸を理由として困難な状況に置かれている場合など複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

防災対策においては、男女それぞれのニーズを反映できるよう、男女共同参画の視点に立った防災対策が必要です。

図 配偶者やパートナーからドメスティック・バイオレンスを受けたことがあるか

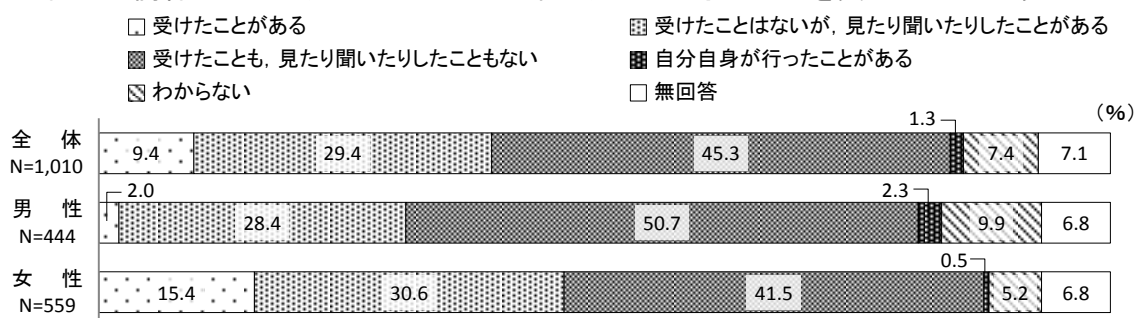
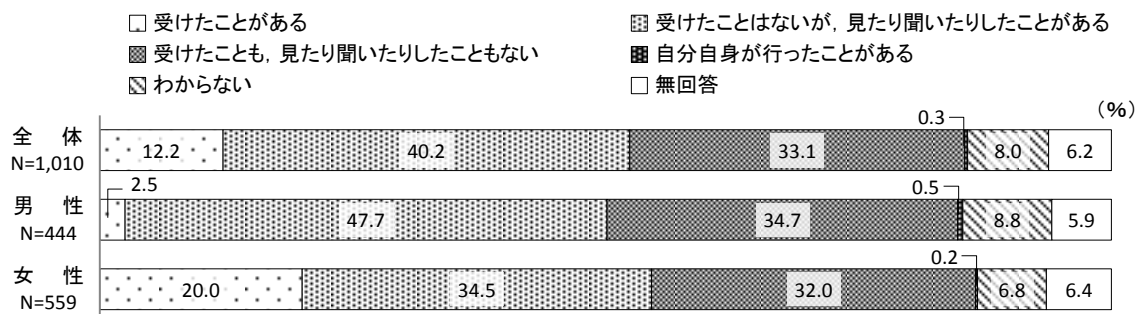


図 職場や学校、地域などでセクシュアル・ハラスメントを受けたことがあるか



※6 ドメスティック・バイオレンス

配偶者やパートナーによる、身体的、精神的、性的、経済的などの様々な暴力。

※7 セクシャル・ハラスメント

職場などにおいて、他の職員を不快にさせたり、不利益を受けさせたりする性的な言動や行為。

※8 性的マイノリティ

同性愛者や性別違和、性同一性障害など、異性愛や生まれ持った性別に違和感のないことを一般視している社会から見て少数者とされているものの総称。

【事業・施策の評価】

男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者への支援では、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントに対する相談窓口の設置、配偶者暴力の防止に向けた啓発活動などを行うとともに、関係機関連絡会議へ参加するなど連携体制の強化に努めています。

生涯を通じた安心と健康づくりでは、関係機関が連携して健康づくりや食育推進などに取り組んでいるほか、妊娠から出産・子育てまでを切れ目なく支援する「かいた版ネウボラ」を推進しています。また、障がい者や高齢者、ひとり親家庭など、生活上の困難が生じる場合の支援体制の充実を図っています。

【課題】

- あらゆる暴力の根絶や被害者への支援
- 生涯を通じた健康づくり
- 女性が安心して安全に子どもを産み育てることができる環境づくり
- 困難を有する人への支援
- 防災対策の強化
- 国際交流の推進

【施策の方向と具体的施策】

（１）男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者への支援を図るため、関係機関との連携体制を強化し、暴力の根絶のための基盤づくりを進めるとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者の支援に取り組みます。

＜具体的施策：男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者への支援＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 女性に対する暴力の根絶のための基盤づくり	ア 女性に対する暴力についての実態把握 ○ 関係機関と連携し、女性に対するあらゆる暴力についての実態の把握に努めます。	こども課
	イ 女性に対する暴力についての相談体制の充実 ○ 関係機関と連携し、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。	こども課
	ウ 女性に対する暴力の根絶に向けた啓発の推進 ○ 女性に対する暴力の根絶に向け、啓発を推進します。	こども課
② ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充実	ア ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発の充実 ○ 配偶者暴力防止法※ ⁹ の周知徹底など、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発に取り組みます。	こども課
	イ ドメスティック・バイオレンスに関する相談の充実 ○ 被害者が安心して相談できるよう、相談を受ける職員の資質向上や相談窓口に関する情報提供などに取り組みます。	こども課
	ウ 被害者の保護及び自立支援への対応 ○ 関係機関などとの連携体制を強化し、被害者の保護や自立支援への的確な対応を図ります。	こども課
③ セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実	ア セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発の充実 ○ 学校、職場、地域社会など、あらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー等の防止に向けた啓発に努めます。	全部課等
	イ セクシュアル・ハラスメント等に関する相談の充実 ○ 被害者が安心して相談できるよう、相談を受ける職員の資質向上や相談窓口に関する情報提供などに取り組みます。	こども課 総務課
④ その他女性に対する暴力への対策の推進	ア 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくり ○ 関係機関と連携しながら、地域ぐるみで性犯罪や売買春などが起きない社会環境づくりに取り組みます。	こども課 生活安全課

※9 配偶者暴力防止法（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」…平成13（2001）年10月施行

(2) 生涯を通じた安心と健康づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、生涯にわたって健康で過ごせるよう、住民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを支援するための取り組みを推進します。

<具体的施策：生涯を通じた安心と健康づくり(1/3)>

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 生涯を通じた健康づくり	ア 健康教育・相談支援等の充実 ○ 健康問題に関して、身体的なことだけでなく、心の悩みなど精神的なことを含め、安心して相談できる体制の充実を図るとともに、学習機会などの確保を図ります。	保健センター
	イ 生涯を通じた健康づくり対策の充実 ○ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期など、各ステージにおいて、健康づくり対策に取り組みます。	保健センター
	ウ 食育の推進 ○ 食事の面からも、望ましい生活習慣を確立し、幼いころから適切な食事の取り方や食習慣の定着を図るための啓発に取り組みます。 ○ 食を通じて、豊かな人間性や家族関係、ものを大切にする意識、地域を愛する心などをはぐくんでいくため、様々な機会において食育を推進します。	保健センター こども課 教育委員会
	エ 適切な性に関する教育の推進 ○ 学校において、心のつながりや命の尊厳を重視し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する教育を行います。	教育委員会
② 健康をおびやかす問題についての対策の推進	ア 特定健康診査やがん検診受診率の向上対策の推進 ○ 疾病予防・重症化予防対策として、特定健康診査の受診率の向上に努めます。 ○ 胃がん、肺がん、大腸がんのほか、女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんについて、がん検診受診率の向上に努めます。	保健センター 住民課
	イ エイズ、性感染症等に関する対策の推進 ○ エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえ、関係機関と連携しながら、啓発や情報提供などに取り組みます。	保健センター
	ウ 喫煙、飲酒対策の推進 ○ 喫煙や飲酒について、その健康被害に関する的確な情報の提供を行います。 ○ 公共の場や職場において、受動喫煙防止対策の普及啓発を行います。	保健センター

<具体的施策：生涯を通じた安心と健康づくり(2／3)>

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
③ 安心していきいきと暮らせる条件の整備	ア かいた版ネウボラの推進 ※再掲：2－(1)－②を参照	こども課 保健センター 教育委員会
	イ 高齢者の社会参画の推進 ○ 高齢者の様々なニーズを踏まえながら，社会参加の機会の確保や生きがいがいづくりに取り組みます。	長寿保険課
	ウ 高齢者の生活支援，介護予防等に対する体制の整備 ○ 高齢者が家庭や住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう，生活支援や介護予防，介護に総合的に対応する体制の充実を図ります。	長寿保険課
	エ 障がい者の自立した生活の支援 ○ 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう，総合的な自立支援のシステムの構築を図ります。	社会福祉課
	オ 福祉のまちづくり(バリアフリー化)の推進 ○ 障がい者等が安心して自由に活動できるよう，「広島県福祉のまちづくり条例」などを踏まえ，公共施設のバリアフリー化を進めるとともに，民間施設のバリアフリー化を促進します。	社会福祉課 都市整備課 建設課
	カ 男女共同参画による防災・災害復興体制の強化 ○ 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。 ○ 女性消防団員の確保に努めます。 ○ 指定避難所などにおいて，プライバシーの確保やバリアフリーなど女性や障がい者等に配慮した施設・備品等の整備・充実を検討します。 ○ 様々な災害を想定して，多様な視点での防災知識や応急手当の普及啓発に努めます。	生活安全課

<具体的施策：生涯を通じた安心と健康づくり(3／3)>

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
④ その他の困難を有する人への対策の推進	ア ひとり親家庭に対する自立等の支援 ○ ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するため、相談・指導の充実や交流、ネットワークづくりの支援に努めます。 ○ 経済的に不安定なひとり親家庭、特に母子家庭の自立を支援するため、手当等の支給等と併せて、就労促進の情報提供などに努めます。	こども課
	イ 性的マイノリティやその他複合的に困難な状況に置かれている人への対応 ○ 性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供などに取り組みます。 ○ 人権に関する相談窓口の情報を提供します。	社会福祉課 保健センター
	ウ 生活保護や生活困窮者自立支援制度における各種福祉施策の推進 ○ 県と連携しながら、生活保護や生活困窮者自立支援制度における各種福祉施策の適切な対応に努めます。	社会福祉課

(3) 男女共同参画をはぐくむ国際交流の推進

男女共同参画の面からも国際交流や外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際理解に関する教育・学習の充実や国際交流活動の推進に取り組むとともに、外国人に対する情報提供の充実を図ります。

<具体的施策：男女共同参画をはぐくむ国際交流の推進>

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 国際交流の推進	ア 国際理解に関する教育・学習の充実 ○ 国際理解に関する学校教育や生涯学習の充実を図ります。	教育委員会
	イ 国際交流活動の推進 ○ 海田町国際交流協会を支援し、交流を深めるイベント、日本語教室、国際理解のための講座・研修の開催など国際交流活動を促進します。	魅力づくり推進課 教育委員会
② 外国人が暮らしやすい環境づくり	ア 外国人に対する情報提供の充実 ○ 外国人に対し生活情報などを分かりやすく伝えるため、外国語対応のパンフレット、案内板の作成・更新などに努めます。	魅力づくり推進課

4 計画の推進力づくり

【現状】

男女共同参画の推進にかかわる取組は多分野に及び、町の各部門だけでなく、国・県との連携・役割分担が求められます。

また、男女共同参画社会の実現は、行政だけで実現できるものではなく、住民やNPO、企業等の理解と協力、参加を得ることが不可欠です。

【事業・施策の評価】

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進会議を設置しているほか、広島県と連携し情報共有や広報・啓発を実施しています。

一方で、地域ぐるみでの推進体制づくりなどは、体制整備が十分とは言えません。

【課題】

- 町行政及び地域ぐるみで進める体制の充実
- 男女共同参画に関する情報提供や参加機会の確保
- 男女共同参画の視点を踏まえた行政、住民、NPO、企業等が連携した協働のまちづくり

【施策の方向と具体的施策】

（１）男女共同参画の推進に向けた体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、海田町が国・県とともに推進役となって、総合的・効果的に施策を展開していくための体制の充実・強化を図ります。

＜具体的施策：男女共同参画の推進に向けた体制づくり＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 町の推進体制の充実	ア 男女共同参画推進会議を中心とした推進体制の充実 ○ 男女共同参画推進会議を設置し、それを中心に各部署の連携を密にし、人材の育成を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ効果的に施策を推進します。	全部課等
	イ 町職員の男女共同参画に関する研修への参加 ※再掲：１－（２）－③を参照	総務課
② 地域ぐるみの推進体制づくり	ア 各種団体等の支援と連携 ○ 男女共同参画の視点に立った各種団体などの活動が進められるよう、情報提供や啓発に取り組みます。 ○ 男女共同参画社会の実現に向け、地域ぐるみで取り組むため、各種団体やNPO、企業等との連携に努めます。	社会福祉課 魅力づくり推進課

（２）住民参画と協働による取組展開

住民・企業等と行政が協力・連携し、地域ぐるみで男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくため、住民参加を進める環境づくりと協働のまちづくりを推進します。

＜具体的施策：住民参画と協働による取組展開＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 住民参画を進める環境づくり	ア 男女共同参画に関する情報提供の充実 ○ 地域ぐるみで男女共同参画社会の実現に取り組むため、住民等に対し、男女共同参画に関する情報を様々な情報手段を活用し分かりやすく提供します。	企画課 魅力づくり推進課 社会福祉課
	イ 参加機会の拡充 ○ 男女共同参画に関する審議会、懇話会などの設置を図り、学識経験者や住民等の意見を把握し、現状認識や施策への反映に努めます。	社会福祉課
② 協働のまちづくりの推進	ア 男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの指針づくり ○ 男女共同参画の視点も取り入れながら、協働のまちづくりの指針づくりに取り組みます。	社会福祉課 企画課 魅力づくり推進課
	イ 各種団体等の支援と連携 ※再掲：４－（１）－②を参照	社会福祉課 魅力づくり推進課

（３）国・県等との連携

男女共同参画に関する情報の的確な把握と施策の推進に向け、国・県等との連携を強化するとともに、周辺自治体や先進自治体との交流・連携を図ります。

＜具体的施策：国・県等との連携＞

具体的施策の柱	具体的施策	主な担当
① 国・県等との連携の強化	ア 国・県等の関係機関との連携の強化 ○ 国や県、広島県女性総合センター（エソール広島）との連携を強化し、情報の把握・交流や施策の立案及び推進を図ります。	社会福祉課
② 周辺自治体等との交流・連携	ア 周辺自治体との交流・連携体制の充実 ○ 男女共同参画に関する施策を推進するため、周辺自治体との交流・連携体制を充実させます。	社会福祉課
	イ 先進自治体等の情報把握 ○ 男女共同参画に関して先進的に取り組んでいる自治体、NPO、企業等の情報の把握に努めます。	社会福祉課

5 数値目標（指標一覧）

本計画で設定した施策の達成度を計画期間の中間時点や完了時点で把握し、その進捗状況や成果などを把握するとともに、施策の推進力とするため、数値的な把握が可能な主な施策に関する指標及びその目標値を設定します。また、参考として、現況値などを記載します。

指標名	現況		目標	
	年度	現況値	年度	目標値
全体的目標				
社会全体でみて男女が平等だと思っている人の割合	H29	13.9%	H34	30%
基本目標① 男女共同参画をはぐくむ心と人づくり				
男女共同参画の言葉・意味の認知度（「言葉も意味も知っている」とした割合）	H29	44.6%	H34	60%
男女共同参画に関わる広報紙掲載件数	H29	年1回	H34	年2回
基本目標② 男女共同参画を進める家庭と社会の環境づくり				
保育所待機児童数	H29	0	H34	0
仕事と家庭の両立の環境が整っていると思う人の割合	H29	10.2%	H34	20%
地方自治法に基づく行政委員会における女性委員の割合	H29	23.1%	H34	30%
その他審議会・委員会等における女性委員の割合	H29	27.2%	H34	30%
町の管理職総数に占める女性管理職の割合	H29	26.2%	H34	30%以上
自治会長の総数に占める女性の割合	H29	6.5%	H34	10.8%
基本目標③ 男女共同参画を支える安全・安心づくり				
特定健康診査の受診率	H28	31.0%	H35	60%
がん検診の受診者数	H28	胃：427人 肺：553人 大腸：852人 子宮頸：2,175人 乳：1,374人	H35	胃：760人 肺：770人 大腸：1,270人 子宮頸：2,820人 乳：1,780人
ドメスティック・バイオレンスを受けたことのある人の割合	H29	9.4%	H34	5%以下
消防団の団員数に占める女性の割合	H29	10.4%	H34	10%以上

注：「特定健康診査の受診率」及び「がん検診の受診者数」は第3次健康かいた21の目標値

資料編

1 海田町の基礎データ

(1) 海田町の人口・世帯の推移

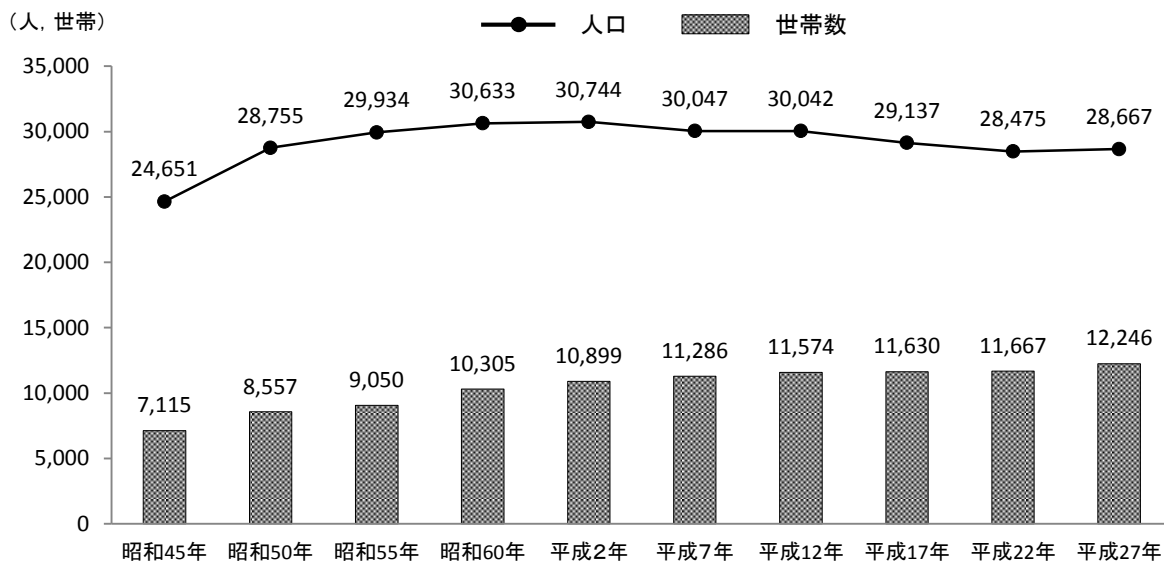
海田町の人口は、平成 27（2015）年現在で 28,667 人であり、そのうち男性は 14,127 人（49.3%）、女性は 14,540 人（50.7%）となっています。

人口の推移をみると、平成 2（1990）年の 30,744 人をピークに、その後は減少傾向にありましたが、平成 27（2015）年には増加に転じています。

世帯数は、平成 27（2015）年現在で 12,246 世帯であり、一貫して増加傾向にあります。

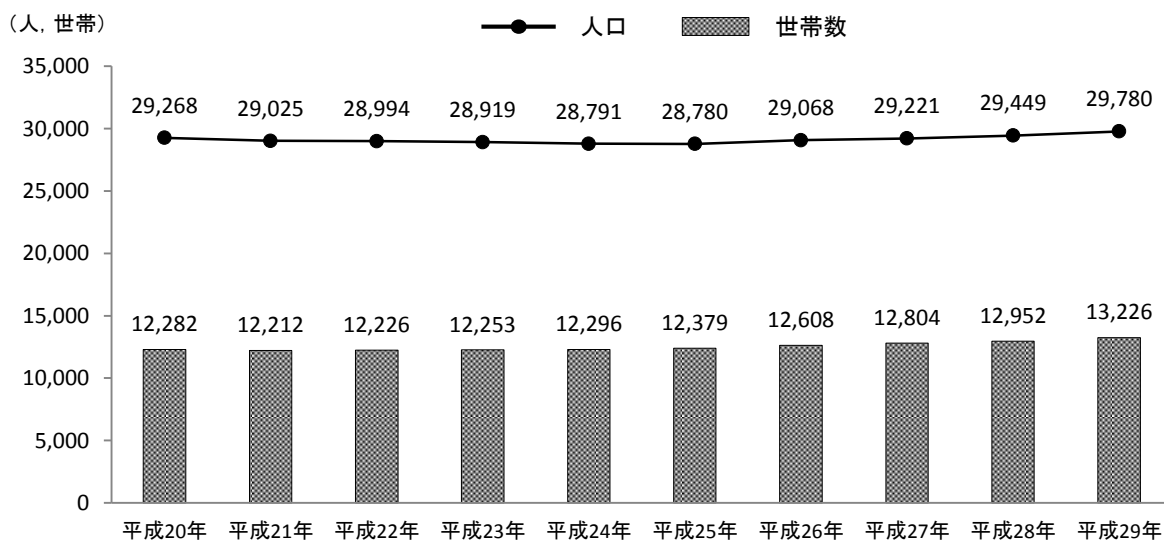
また、海田町の人口推移を住民基本台帳でみると、平成 26（2014）年以降は増加傾向にあり、平成 29（2017）年で 29,780 人となっています。

図 海田町の人口・世帯の推移（国勢調査）



資料：総務省「国勢調査」

図 海田町の人口・世帯の推移（住民基本台帳）



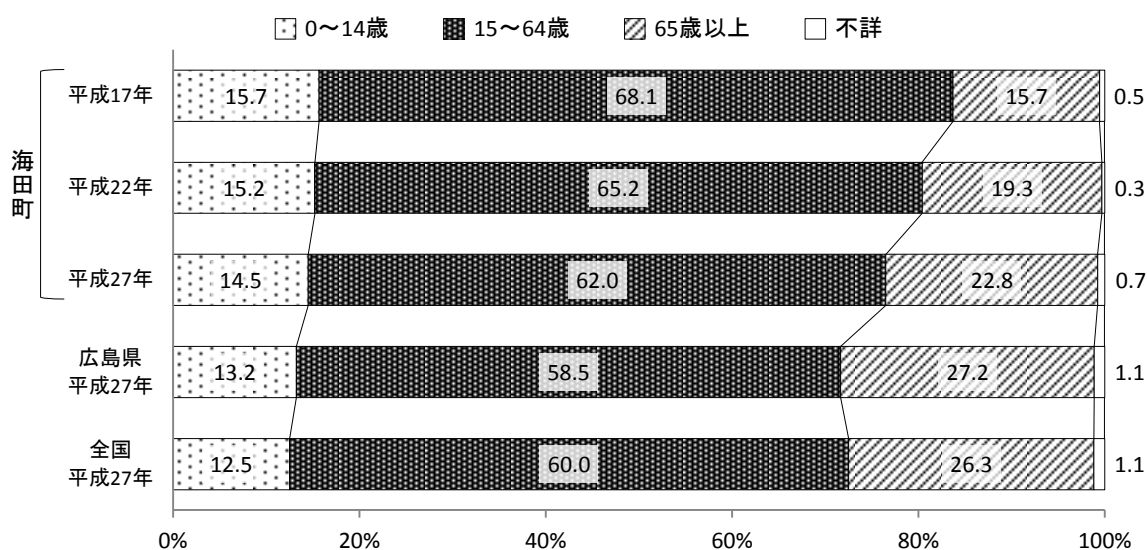
資料：海田町資料（各年 9 月末日時点）

(2) 年齢構成

海田町の年齢3区分別構成は、平成27(2015)年現在で年少人口(0～14歳)が14.5%、生産年齢人口(15～64歳)が62.0%、老年人口(65歳以上)が22.8%となり、全国や広島県平均と比べて若い層の占める割合が高くなっています。

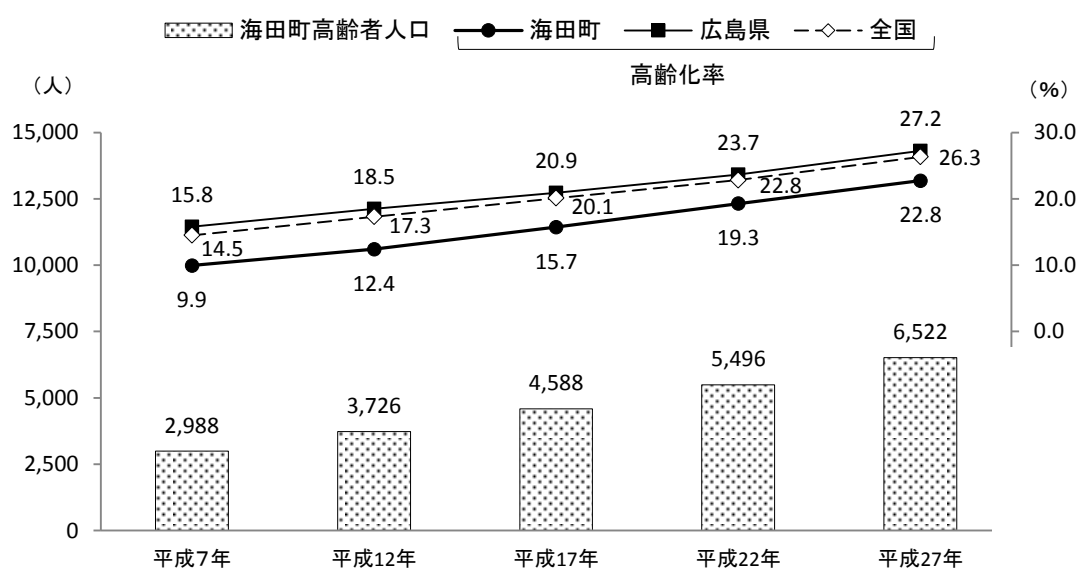
ただし、その推移をみると、海田町も少子高齢化が進行しています。

図 年齢3区分別人口構成



資料：総務省「国勢調査」

図 高齢化の状況



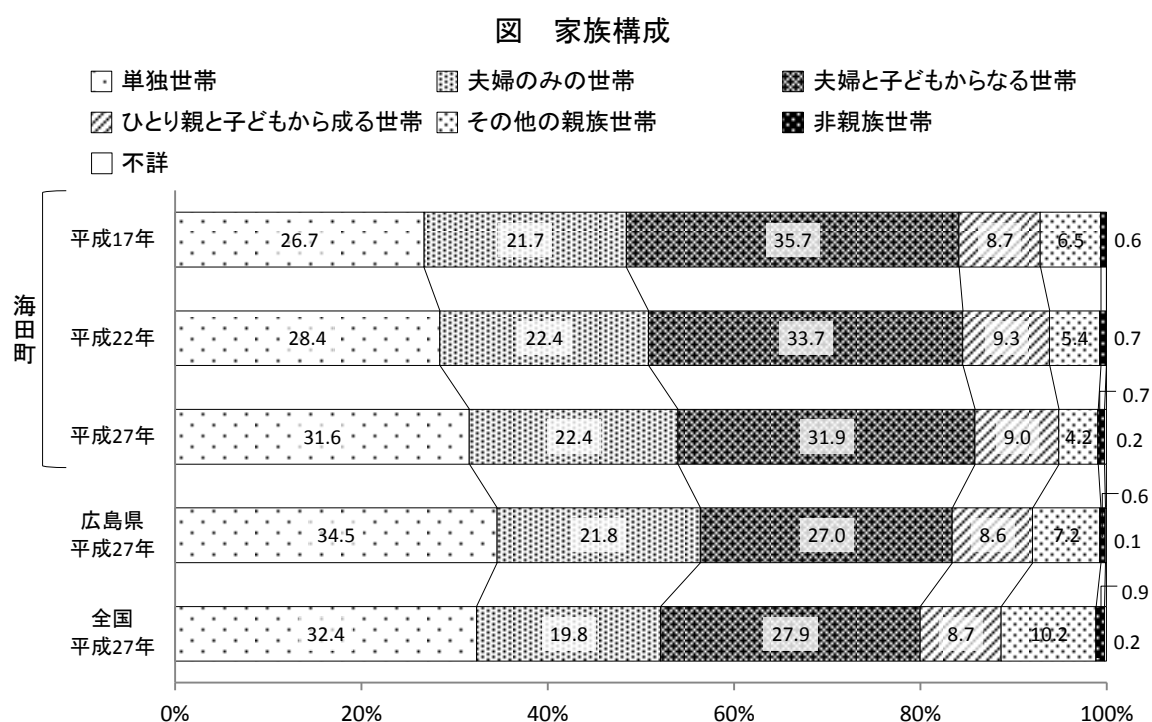
資料：総務省「国勢調査」

(3) 家族構成

海田町の家族構成は、平成 27（2015）年現在で「夫婦と子どもからなる世帯」が 31.9%と最も多く、次いで「単独世帯」が 31.6%、「夫婦のみの世帯」が 22.4%などとなっています。

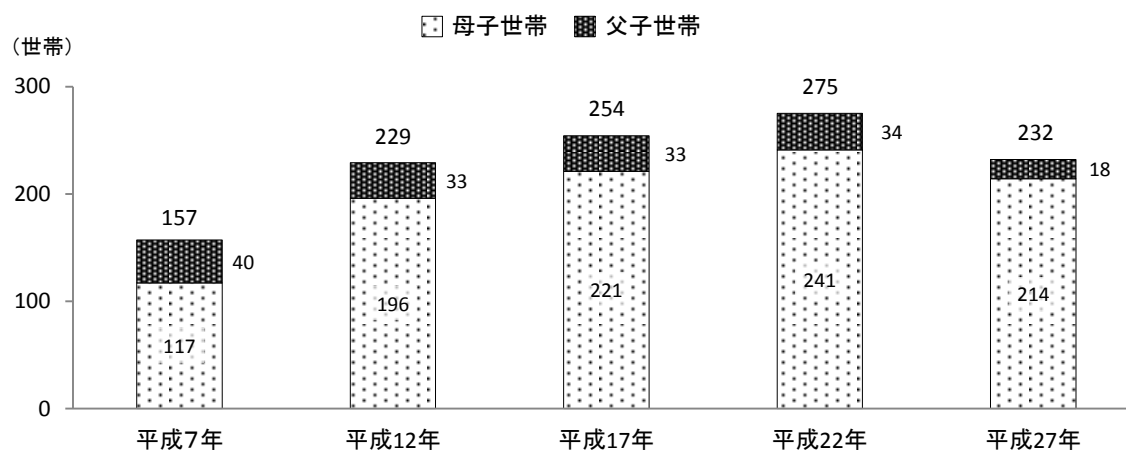
家族構成の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少し、「単独世帯」が増加する傾向にあります。

また、ひとり親家庭の世帯数の状況をみると、平成 22（2010）年までは増加傾向にありましたが、平成 27（2015）年にはやや減少し 232 世帯となっており、「母子世帯」が 214 世帯、「父子世帯」が 18 世帯となっています。



資料：総務省「国勢調査」

図 ひとり親家庭の世帯数（母子世帯数・父子世帯数）の状況



資料：総務省「国勢調査」

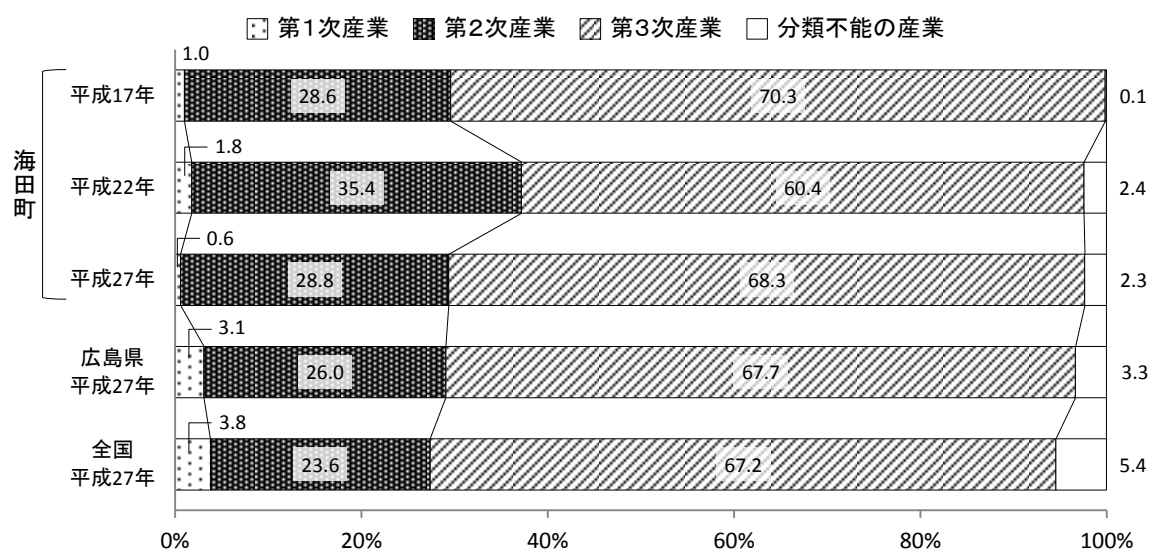
(4) 就業構造

海田町の就業構造を産業別就業人口からみると、平成 27 (2015) 年現在で第 3 次産業が 68.3% で最も多く、次いで第 2 次産業が 28.8%，第 1 次産業が 0.6% となっています。

また、平成 27 (2015) 年の労働力率をみると、海田町は 25 歳～39 歳の女性で、全国に比べて労働力率が低くなっています。

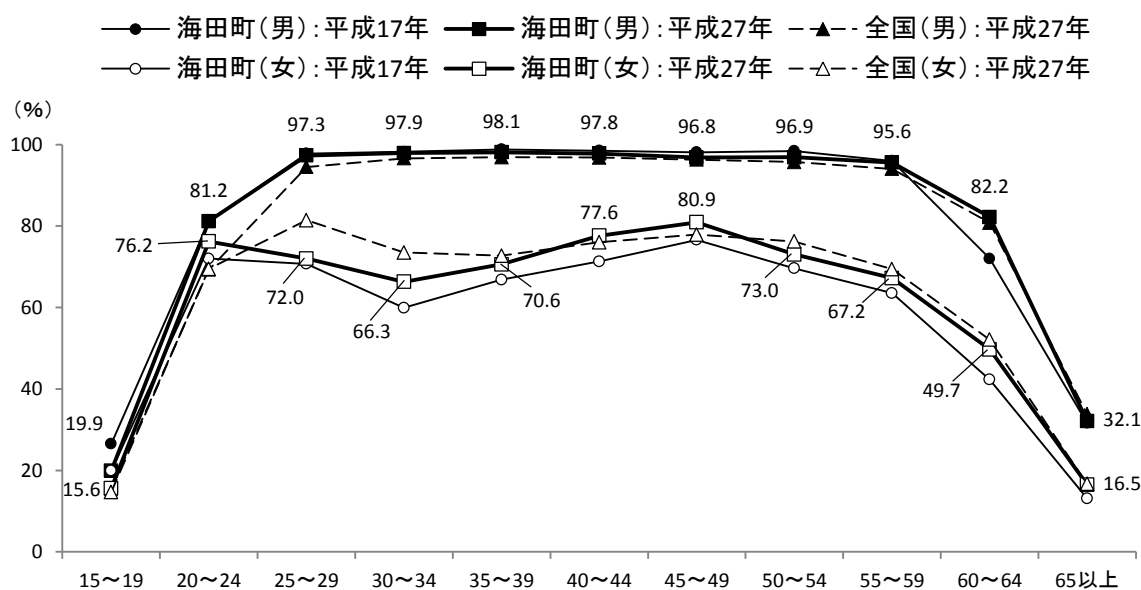
これを、女性の配偶関係別に平成 27 (2015) 年の労働力率をみると、配偶者無しでは全国と大きな差は見られませんが、配偶者有りでは 25 歳～39 歳の労働力率が低くなっています。

図 産業別就業人口の構成



資料：総務省「国勢調査」

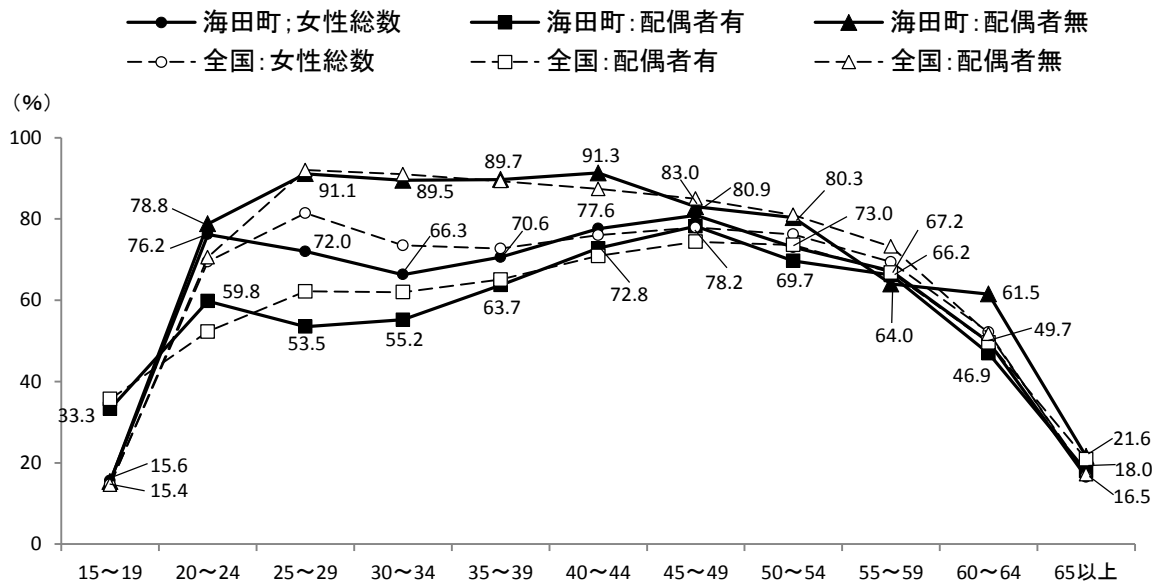
図 5 歳階級別労働力率（労働力率：各年齢階層人口に占める労働力人口の割合）



注：労働力状態不詳を除いて算出

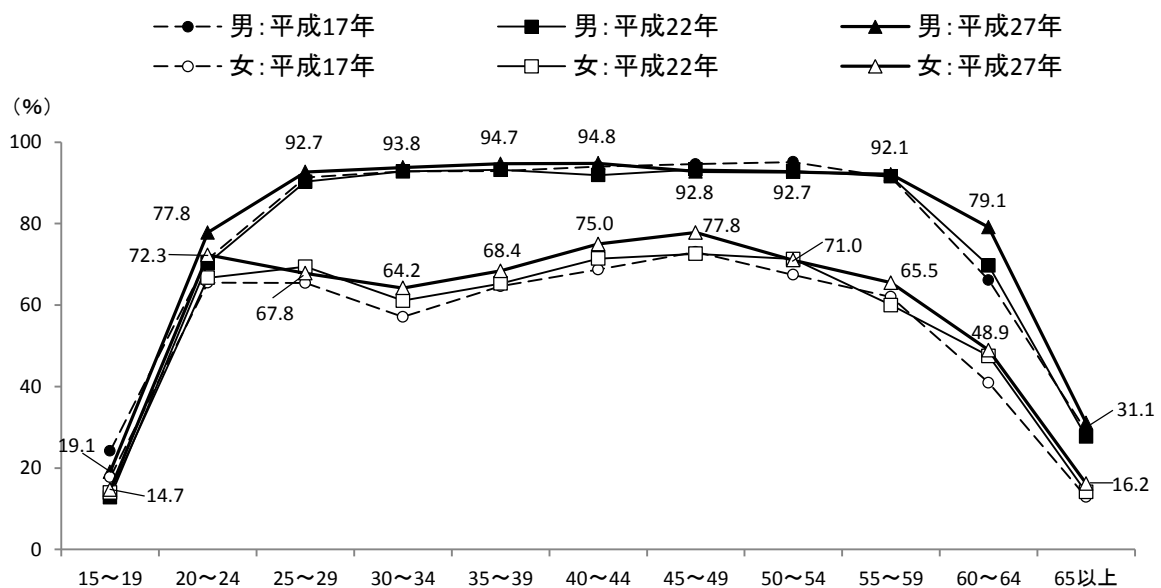
資料：総務省「国勢調査」

図 女性の5歳階級別、配偶関係別労働力率（平成27年）



資料：総務省「国勢調査」

図 5歳階級別就業率



資料：総務省「国勢調査」

表 言葉の定義

区分	内容
労働力率	15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合
労働力人口	15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
非労働力人口	15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者（家事、通学、その他高齢者等）
就業率	15歳以上の人口に占める「就業者」の割合
就業者	「従業者」と「休業者」を合わせたもの
完全失業者	次の3つの条件を満たす者 1 仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）。 2 仕事があればすぐ就くことができる。 3 調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）。

（５）保育所待機児童数等の推移

海田町における保育所待機児童数は、平成 22（2010）年に 4 名となっていました。近年は待機児童数なしで推移しています。

表 海田町における保育所待機児童数等の推移（毎年 4 月 1 日時点）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
定員 (人)	575	575	575	575	595	605	605	655	555	585
入所児童数 (人)	514	495	472	501	541	601	619	584	573	615
待機児童数 (人)	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0

注：入所児童数は 10 月 1 日時点

資料：海田町資料

表 海田町内の保育所

名称	所在地	定員
町立つくも保育所	南つくも町	147
社会福祉法人見真会 明光保育園	稲荷町	100
宗教法人真宗寺 龍洞保育園	中店	90
宗教法人出崎森神社 小さくら保育所	寺迫二丁目	50
学校法人三宅学園 海田保育園	日の出町	30 ※ 3 歳児未満のみ
社会福祉法人住田学園福祉会 さいわい保育園	南幸町	168

資料：海田町資料

2 男女共同参画の推進状況

(1) 広島県内の市町における男女共同参画の推進状況

広島県内の市町における男女共同参画の推進状況を整理すると、以下のようになります。

表 市町の男女共同参画の取組状況等

【平成 29 年 4 月 1 日現在で有効なもの】

市町名	窓口 ※	庁内推 進組織 の設置	諮問機 関の設 置	条例制定状況		基本計画策定状況	
				施行年月日	条例名	策定年月 (計画期間)	計画名
広島市	○	○	○	H13. 9. 28	広島市男女共同参画推進条例	H23. 3 (H23. 4～33. 3)	第 2 次広島市男女共同参画基本計画
呉市	○	○	○	H13. 12. 21	くれ男女共同参画推進条例	H25. 3 (H25. 4～35. 3)	くれ男女共同参画基本計画 (第 3 次)
竹原市	○	○	○			H24. 3 (H24. 4～34. 3)	第 2 次たけはら 2 1 男女共同参画プラン
三原市	○	○	○	H23. 10. 1	三原市男女共同参画推進条例		
尾道市	○	○	○	H28. 4. 1	尾道市男女共同参画推進条例	H29. 3 (H29. 4～34. 3)	尾道市男女共同参画基本計画
福山市	○	○	○	H14. 4. 1	福山市男女共同参画推進条例	H25. 3 (H25. 4～30. 3)	福山市男女共同参画基本計画 (第 3 次)
府中市	○	○	○			H24. 3 (H24. 4～34. 3)	府中市男女共同参画プラン (第 2 次)
三次市	○	○	○	H16. 4. 1	三次市男女共同参画推進条例	H28. 3 (H28. 4～33. 3)	三次市男女共同参画基本計画 (第 3 次)
庄原市	○	○	○			H29. 3 (H29. 4～39. 3)	第 2 次庄原市男女共同参画プラン
大竹市	○					H25. 3 (H25. 4～33. 3)	おおたけ男女共同参画プラン (改訂版)
東広島市	○	○	○			H27. 3 (H27. 4～32. 3)	第 2 次東広島市男女共同参画推進計画 第 2 期実施計画
廿日市市	○	○	○			H27. 3 (H27. 4～37. 3)	第 2 次廿日市市男女共同参画プラン
安芸高田市	○		○	H21. 4. 1	安芸高田市男女共同参画推進条例	H29. 3 (H29. 4～34. 3)	第 2 次安芸高田市男女共同参画プラン
江田島市	○	○	○				
安芸郡	府中町	○	○			H29. 3 (H29. 4～33. 3)	府中町第 3 次男女共同参画プラン
	海田町	○				H20. 3 (H20. 4～30. 3)	海田町男女共同参画基本計画
	熊野町	○				H25. 3 (H25. 4～33. 3)	改訂版熊野町男女共同参画プラン
	坂町	○				H24. 3 (H24. 4～34. 3)	坂町男女共同参画プラン
山県郡	安芸太田町	○				H25. 3 (H25. 4～30. 3)	安芸太田町男女共同参画基本計画
	北広島町	○				H25. 8 (H25. 8～30. 3)	北広島町男女共同参画プラン (第 2 次)
豊田郡	大崎上島町	○		○		H27. 3 (H27. 4～32. 3)	大崎上島町男女共同参画推進計画
世羅郡	世羅町	○		○		H27. 4 (H27. 4～32. 3)	世羅町男女共同参画行動計画 (第 2 次)
神石郡	神石高原町	○		○		H29. 3 (H29. 4～39. 3)	第 2 次神石高原町男女共同参画推進基本計画
計 (23 市町)		23	13	17	7		21

※窓口：窓口とは、男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等で明記しているものをいう。

資料：平成 29 年版広島県の男女共同参画に関する年次報告 (一部加筆)

表 県内市町の審議会・委員会における女性委員等の登用状況 【平成 29 年 4 月 1 日現在】

市町名	地方自治法（第 180 条の 5）に基づく行政委員会						付属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等					
	委員会			総委員			審議会			総委		
	数	女性の 参画有	割合 (%)	員数 (人)	女性委 員 (人)	割合 (%)	等数	女性の 参画有	割合 (%)	員数 (人)	女性委 員 (人)	割合 (%)
広島市	6	6	100.0	44	13	29.5	68	66	97.1	1,181	350	29.6
呉市	5	4	80.0	21	4	19.0	43	38	88.4	711	160	22.5
竹原市	6	2	33.3	28	2	7.1	25	20	80.0	320	69	21.6
三原市	6	3	50.0	57	5	8.8	47	43	91.5	650	170	26.2
尾道市	6	6	100.0	58	8	13.8	39	35	89.7	616	167	27.1
福山市	6	4	66.7	59	7	11.9	60	54	90.0	1,019	260	25.5
府中市	6	4	66.7	41	6	14.6	33	24	72.7	418	92	22.0
三次市	7	7	100.0	64	15	23.4	22	21	95.5	316	91	28.8
庄原市	6	5	83.3	62	13	21.0	26	23	88.5	348	91	26.1
大竹市	6	2	33.3	28	3	10.7	20	14	70.0	230	38	16.5
東広島市	6	4	66.7	62	13	21.0	50	46	92.0	668	195	29.2
廿日市市	6	5	83.3	42	11	26.2	36	31	86.1	553	127	23.0
安芸高田市	5	1	20.0	25	2	8.0	18	16	88.9	391	140	38.5
江田島市	6	3	50.0	38	6	15.8	35	31	88.6	491	115	23.4
市 計	83	56	67.5	629	108	17.2	522	462	88.5	7,912	2,065	26.1
府中町	4	3	75.0	14	7	50.0	22	21	95.5	259	87	33.6
海田町	4	2	50.0	13	3	23.1	18	15	83.3	195	53	27.2
熊野町	5	2	40.0	27	4	14.8	7	6	85.7	69	17	24.6
坂町	4	1	25.0	14	2	14.3	20	15	75.0	277	65	23.5
安芸太田町	5	3	60.0	27	8	29.6	13	11	84.6	180	38	21.1
北広島町	5	3	60.0	38	4	10.5	19	19	100.0	310	82	26.5
大崎上島町	5	3	60.0	32	4	12.5	41	29	70.7	522	92	17.6
世羅町	5	3	60.0	40	5	12.5	29	23	79.3	309	90	29.1
神石高原町	5	2	40.0	28	4	14.3	11	8	72.7	140	16	11.4
町 計	42	22	52.4	233	41	17.6	180	147	81.7	2,261	540	23.9
市町合計	125	78	62.4	862	149	17.3	702	609	86.8	10,173	2,605	25.6

注：東広島市の「付属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等」は一部暫定の審議会等数及び委員数を含む値。

資料：平成 29 年版広島県の男女共同参画に関する年次報告

表 管理職の状況（管理職総数、女性管理職数）

【平成 29 年 4 月 1 日現在】

市町名	職員総数			管理職総数		
		うち女性 職員数	女性比率 (%)		うち女性 管理職数	女性比率 (%)
広島市	9,264	3,351	36.2	633	70	11.1
呉市	1,950	489	25.1	260	5	1.9
竹原市	259	109	42.1	31	4	12.9
三原市	877	269	30.7	73	4	5.5
尾道市	2,102	1,065	50.7	128	23	18.0
福山市	3,952	1,981	50.1	322	51	15.8
府中市	449	187	41.6	53	11	20.8
三次市	967	533	55.1	71	17	23.9
庄原市	591	232	39.3	57	8	14.0
大竹市	295	86	29.2	49	10	20.4
東広島市	1,527	530	34.7	176	40	22.7
廿日市市	1,084	422	38.9	130	33	25.4
安芸高田市	377	120	31.8	57	3	5.3
江田島市	362	125	34.5	54	9	16.7
市 計	24,056	9,499	39.5	2,094	288	13.8
府中町	339	94	27.7	40	5	12.5
海田町	198	94	47.5	42	11	26.2
熊野町	159	62	39.0	33	4	12.1
坂町	101	28	27.7	22	4	18.2
安芸太田町	283	154	54.4	45	14	31.1
北広島町	336	116	34.5	33	3	9.1
大崎上島町	95	32	33.7	10	2	20.0
世羅町	207	89	43.0	17	1	5.9
神石高原町	160	64	40.0	21	7	33.3
町 計	1,878	733	39.0	263	51	19.4
合 計	25,934	10,232	39.5	2,357	339	14.4

資料：平成 29 年版広島県の男女共同参画に関する年次報告

（２）海田町における男女共同参画の推進状況

海田町における女性管理職の状況をみると、平成 29(2017)年では 26.2%となっており、概ね 25%前後で推移しています。

また、海田町内の小学校、中学校、高等学校の校長に占める女性の割合は 50.0%、副校長・教頭に占める女性の割合は 30.8%となっています。

海田町における消防団員のうち、女性の占める割合は平成 29（2017）年で 10.4%となっており、ここ 10 年でみると増加傾向となっています。

表 海田町における管理職状況の推移（管理職総数、女性管理職数）

区 分	管理職総数			うち一般行政職		
		うち女性 管理職数	女性比率 (%)	管理職総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
平成 20 年	37	7	18.9%	29	1	3.4%
平成 21 年	40	8	20.0%	29	1	3.4%
平成 22 年	41	9	22.0%	30	2	6.7%
平成 23 年	41	10	24.4%	29	3	10.3%
平成 24 年	35	9	25.7%	26	3	11.5%
平成 25 年	36	10	27.8%	25	4	16.0%
平成 26 年	44	12	27.3%	30	4	13.3%
平成 27 年	38	10	26.3%	26	3	11.5%
平成 28 年	42	12	28.6%	32	6	18.8%
平成 29 年	42	11	26.2%	34	6	17.6%

資料：海田町資料（各年 4 月 1 日時点）

表 校長、副校長、教頭に占める女性の割合

区分	校長			副校長・教頭		
	総数	女性	校長に占める女性の割合	総数	女性	副校長・教頭に占める女性の割合
小学校	4	3	75.0%	5	3	60.0%
中学校	2	1	50.0%	3	0	0.0%
高等学校	2	0	0.0%	5	1	20.0%
町全体	8	4	50.0%	13	4	30.8%

注：町全体は公立・私立の小学校、中学校及び高等学校の計

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成 28 年度）

表 海田町における消防団員のうち女性の占める割合の推移

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
消防団員数（人）	105	111	105	99	103	103	99	100	98	106
うち女性（人）	6	9	9	9	10	10	10	10	11	11
女性比率（%）	5.7	8.1	8.6	9.1	9.7	9.7	10.1	10.0	11.2	10.4

資料：海田町資料（各年 4 月 1 日時点）

3 男女共同参画社会についてのアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

ア 調査の方法

■調査対象者

海田町にお住まいの18歳以上の方から、無作為に抽出した3,000人です。

■調査の実施方法

調査は、無記名のアンケート調査方式です。

調査票の配布・回収は、郵便（郵送）で行いました。

■調査期間

調査票郵送日：平成29（2017）年8月21日（月）

調査締切日：平成29（2017）年9月28日（木）

※当初、調査締切日は9月13日でしたが、回収状況等を踏まえ28日まで延長しました。

イ 配布・回収状況

表 調査票の配布・回収状況

区 分	配布数 (票)	回収数 (票)	回収率 (%)
全体 (18歳以上)	3,000	1,010	33.7

※前回調査の回収率は38.2%

注：次の2点を前提とします。

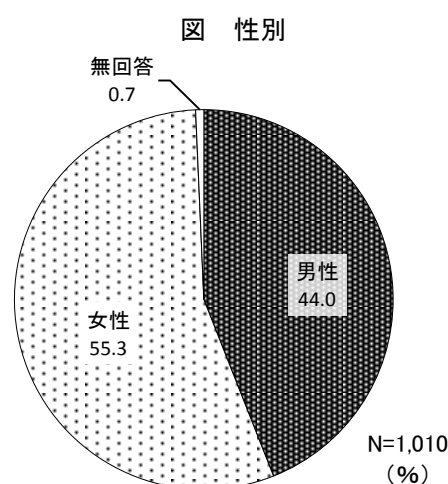
- ・集計結果として示す百分率(%)については、小数第2位を四捨五入した数値です。したがって、同一設問の個々の数値を積み上げて100.0%にならない場合もあります（1つを回答する場合）。
- ・複数回答については、回答すべき人を分母として算定しています。

(2) 調査の結果

ア 回答者の基本的属性

① 性別

回答者の性別は、「女性」が全体の 55.3%を占め、「男性」(44.0%)を上回っています。



② 年齢階層

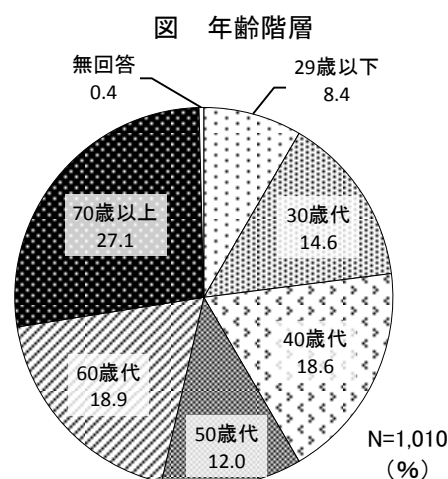
回答者の年齢階層は、「70 歳以上」が全体の 27.1%で最も高く、次いで「60 歳代」が 18.9%、「40 歳代」が 18.6%などとなっています。

こうした回答者の年齢階層の構成を、海田町全体の人口構成(18 歳以上)と比べると、特に「70 歳以上」で回答者の割合が高く、逆に「29 歳以下」で低くなっています。

表 海田町の人口構成 (18 歳以上)

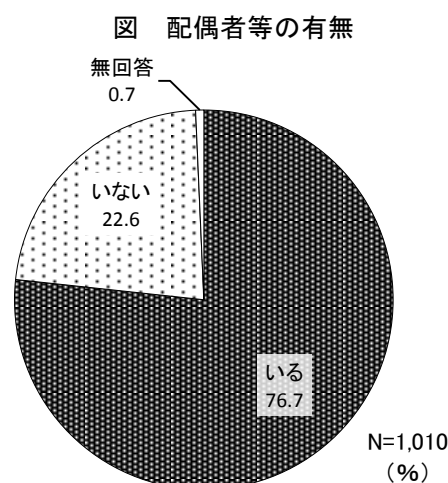
区 分	人数(人)	構成比 (%)
29 歳以下 (18～29 歳)	3,671	15.7
30 歳 代	3,895	16.6
40 歳 代	4,390	18.8
50 歳 代	3,198	13.7
60 歳 代	3,780	16.1
70 歳以上	4,477	19.1
合 計	23,411	100.0

※資料：平成 27 年国勢調査(総人口は 28,667 人)



③ 配偶者等の有無

配偶者・パートナーの有無については、「いる」が全体の 3 / 4 強に当たる 76.7%を占めています。

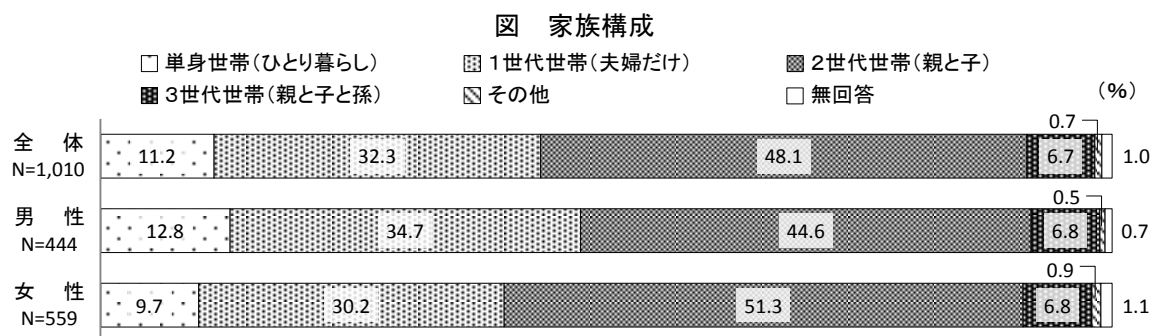


※図の中の「N=数字」は集計の対象者数。

Nは Number の頭文字

④ 家族構成

回答者の家族構成は、全体では「2世代世帯」が48.1%で最も高く、次いで「1世代世帯」が32.3%となり、この両者で全体の約8割を占めています。



⑤ 子育てや介護の対象者の有無

回答者の家族における子育てや介護の対象者の有無については、全体では「いずれもない」が61.4%で最も高くなっています。次いで「就学前の子どもがいる」が14.7%、「小学生がいる」が12.1%などとなっています。

表 子育てや介護の対象者の有無（複数回答） (%)

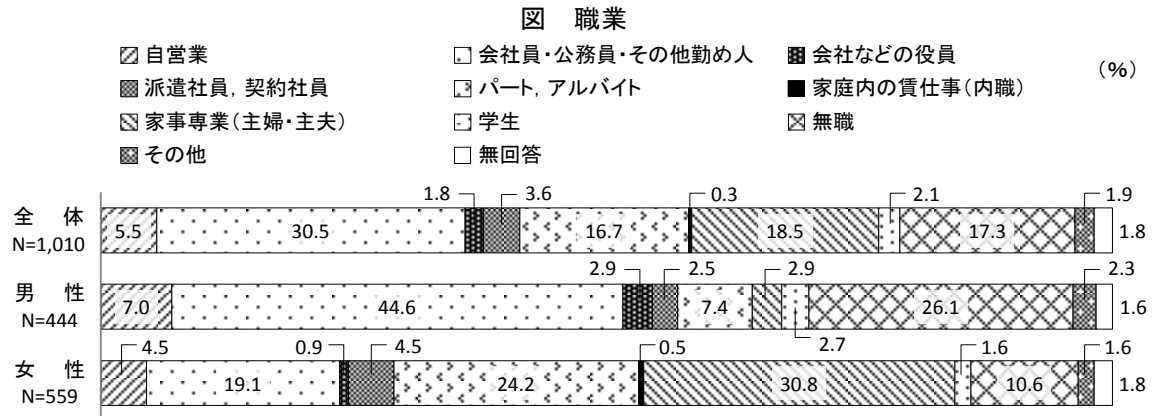
区 分	全体 N=1,010	性別	
		男性 N=444	女性 N=559
いずれもない	61.4	66.7	57.2
就学前の子どもがいる	14.7	12.8	16.1
小学生がいる	12.1	10.8	13.1
介護・看護を必要とする家族がいる(65歳以上)	11.9	10.1	13.2
介護・看護を必要とする家族がいる(65歳未満)	1.1	1.4	0.9
無回答	4.3	3.2	5.0

※ 第1位, 第2位, 第3位

⑥ 職業

回答者の職業は、全体では「会社員・公務員・その他勤め人」が全体の 30.5%で最も高く、次いで「家事専業」が 18.5%，「無職」が 17.3%となり、上位を占めています。

性別でみると、男性は「会社員・公務員・その他勤め人」が 44.6%とおよそ半数を占めますが、女性では「家事専業」が 30.8%で最も高くなっています。



イ 男女参画に関わる意識などについて

① 男女共同参画に関連する言葉の認知度

男女共同参画に関連する言葉の認知度について、全体での傾向を見ると、「言葉も意味も知っていた」が“配偶者暴力防止法（DV防止法）”では 68.0%と過半数を超えている一方で，“女性活躍推進法”は 29.8%と低くなっています。

また，“男女共同参画”や“ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）”も「言葉も意味も知っていた」は 4 割程度と認知度は高くない状況となっています。

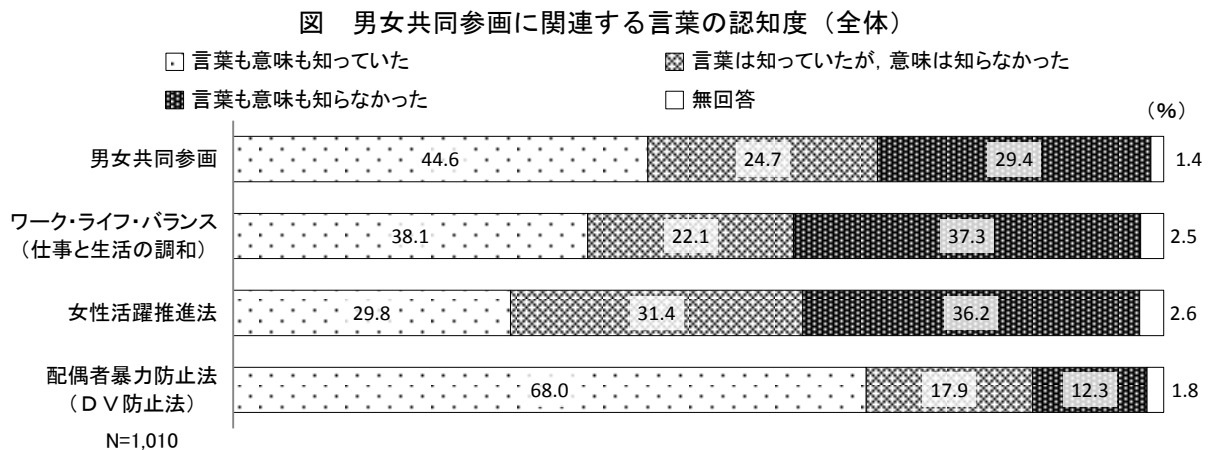


表 参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」…平成 28 年 9 月調査（%）

区 分	認知度 見たか聞いたかしたことのあるもの
男女共同参画社会	66.6
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	42.2
女性活躍推進法	39.3
配偶者などからの暴力（DV）	82.1

② 家庭生活や社会における男女平等に対する意識

男女平等に関する意識について、全体での傾向をみると、“学校教育の場”を除き、男性優遇の意識（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が強くなっています。

特に，“政治の場”，“社会通念・慣習・しきたり”，“社会全体”では、男性優遇の意識が強くなっています。

また，“地域活動の場”と“法律や制度”に関しては、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と「平等になっている」が3割程度で、拮抗しています。

図 家庭生活や社会における男女の平等(全体)

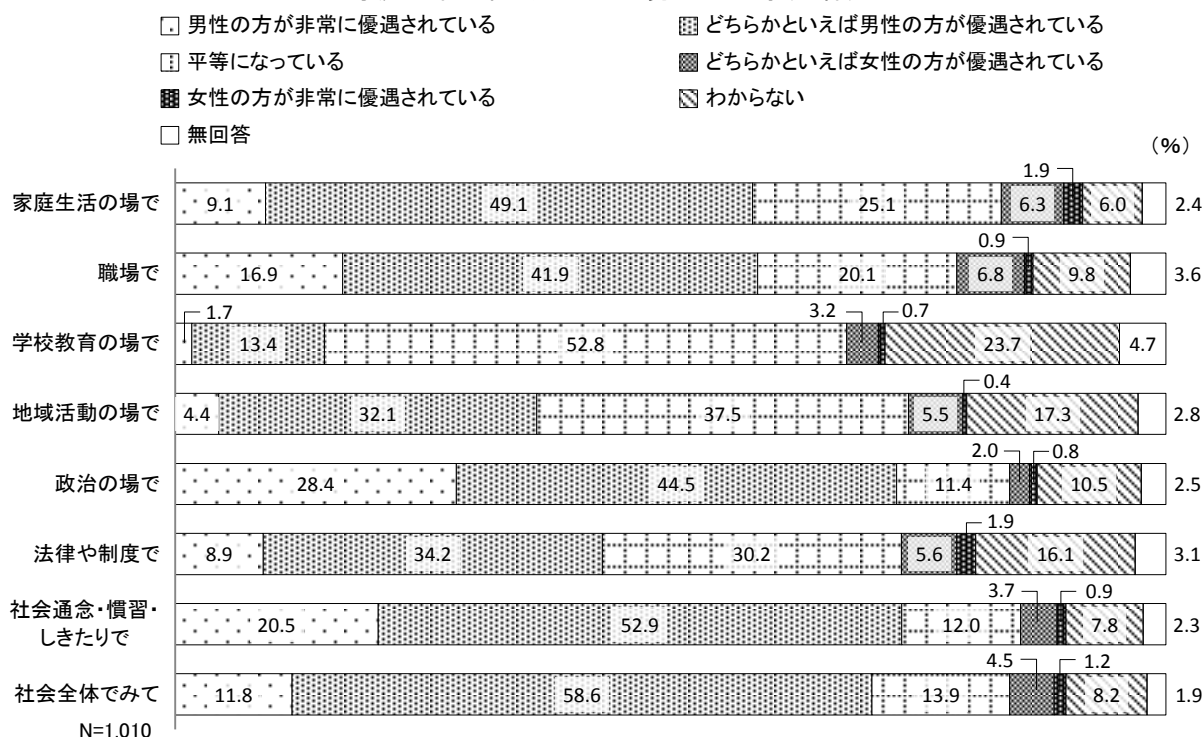


表 参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」…平成 28 年 9 月調査 (%)

区 分	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
家庭生活	7.8	35.7	47.4	5.9	0.8	2.4
職場	15.1	41.5	29.7	4.1	0.6	9.0
学校教育の場	2.5	13.5	66.4	2.9	0.3	14.4
地域活動の場	6.8	26.7	47.2	10.5	1.3	7.5
政治の場	27.1	46.3	18.9	2.0	0.3	5.4
法律や制度上	10.6	34.7	40.8	5.0	0.7	8.3
社会通念・慣習	17.6	52.8	21.8	2.8	0.4	4.6
社会全体	9.7	64.5	21.1	2.8	0.2	1.7

③ 男女の役割や暮らし方についての意識

③-1 “夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである”という考え方について

“夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである”という考え方について、全体でみると、“賛成”と“どちらかといえば賛成”を加えた肯定的な意識と、“反対”と“どちらかといえば反対”を加えた否定的な意識のいずれも約4割で拮抗しています。

性別にみると、男性で肯定的な意識が高くなっています。

図 “夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである”という考え方について

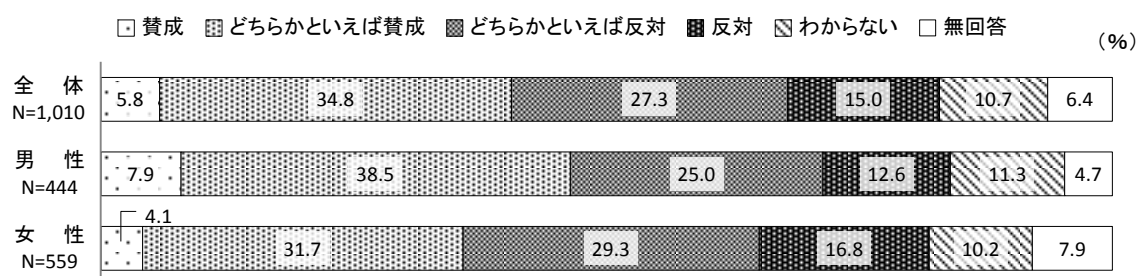


表 参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」…平成 28 年 9 月調査 (%)

区 分	賛成	どちらかとい えば賛成	どちらかとい えば反対	反対	わからない
夫は外で働き、妻は家庭を 守るべきであるか	8.8	31.7	34.8	19.5	5.1

③-2 “賛成”，“どちらかといえば賛成”と思われる理由

“賛成”，“どちらかといえば賛成”と思われる理由としては、「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が 66.1%で最も高く、次いで「家事・育児・介護等と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」が 59.0%となっています。

性別にみても、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」を含めた3項目が上位となっています。

表 “賛成”，“どちらかといえば賛成”と思われる理由（複数回答） (%)

区 分	全体 N=410	性別	
		男性 N=206	女性 N=200
妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから	66.1	71.4	61.0
家事・育児・介護等と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから	59.0	50.5	69.0
夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから	34.6	29.6	40.0
日本の伝統的な家族のあり方だと思うから	18.8	20.4	17.5
自分の両親も役割分担をしていたから	13.9	14.6	12.5
特になし	0.7	1.0	0.5
わからない	0.2	0.5	—
その他	9.5	10.2	9.0
無回答	0.5	—	1.0

※ ■ 第1位, ■ 第2位, □ 第3位

③-3 “反対”，“どちらかといえば反対”と思われる理由

“反対”，“どちらかといえば反対”と思われる理由としては、「固定的な夫と妻の役割分担の意識をおしつけるべきではないから」が 65.6%で最も高く、次いで「夫も妻も働いていた方が，多くの収入が得られると思うから」が 45.2%，「男女平等に反すると思うから」が 37.5%などとなっています。

表 “反対”，“どちらかといえば反対”と思われる理由（複数回答） (％)

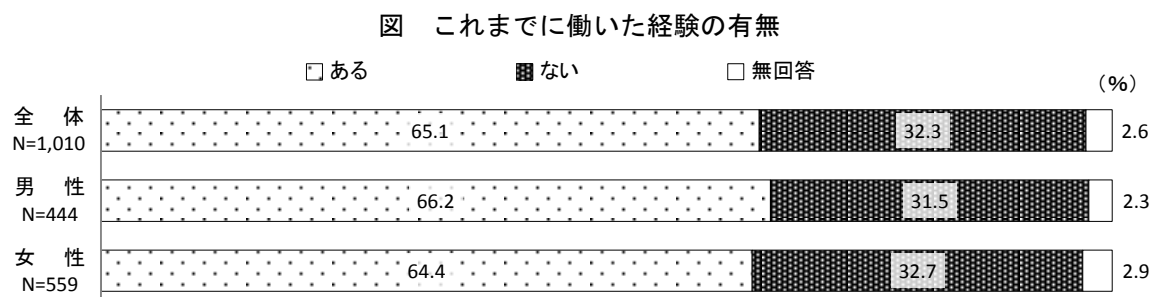
区 分	全体 N=427	性別	
		男性 N=167	女性 N=258
固定的な夫と妻の役割分担の意識をおしつけるべきではないから	65.6	58.1	70.5
夫も妻も働いていた方が，多くの収入が得られると思うから	45.2	45.5	45.3
男女平等に反すると思うから	37.5	32.3	40.3
妻が働いて能力を発揮した方が，個人や社会にとって良いと思うから	32.1	40.1	27.1
自分の両親も外で働いていたから	22.0	23.4	21.3
家事・育児・介護等と両立しながら，妻が働き続けることは可能だと思うから	22.0	17.4	25.2
わからない	0.2	0.6	—
特にない	—	—	—
その他	11.5	7.2	14.0
無回答	0.7	1.2	0.4

※ 第 1 位， 第 2 位， 第 3 位

ウ ワーク・ライフ・バランスについて

①働いた経験の有無

過去 5 年位の間に働いた経験の有無について，全体でみると，全体の 65.1%が働いた経験を持っています。

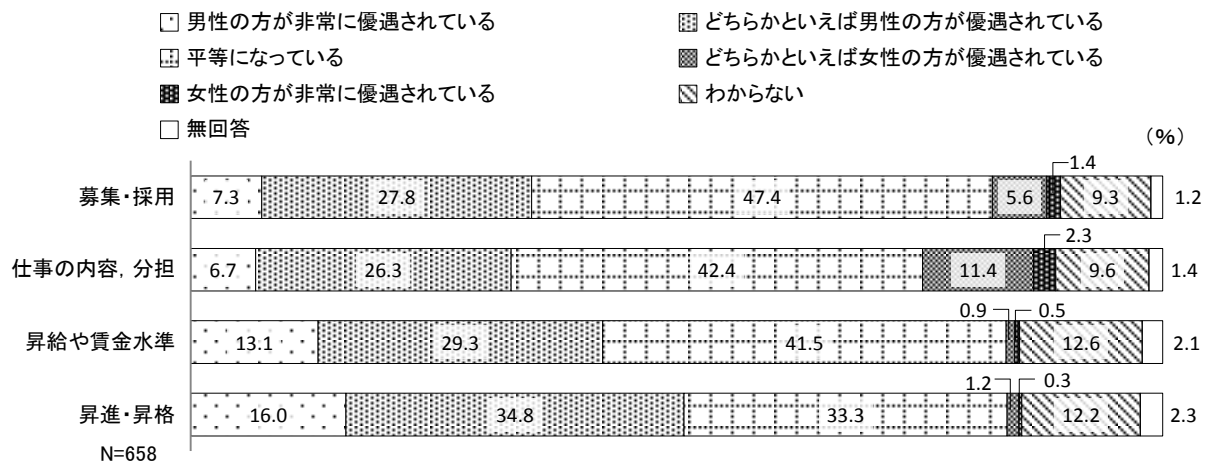


② 職場で男女平等に関する意識

過去5年位の間に働いた経験のある人の職場での男女平等に関する意識について、全体での傾向をみると、“募集・採用”，“仕事の内容、分担”，“昇給や賃金水準”では「平等になっている」が4割を超え最も高い割合を占めています。

一方で“昇進・昇格”では、「男性の方が非常に優遇されている」が16.0%，「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が34.8%で、合わせると50.8%に達しています。

図 職場での男女平等に関する意識

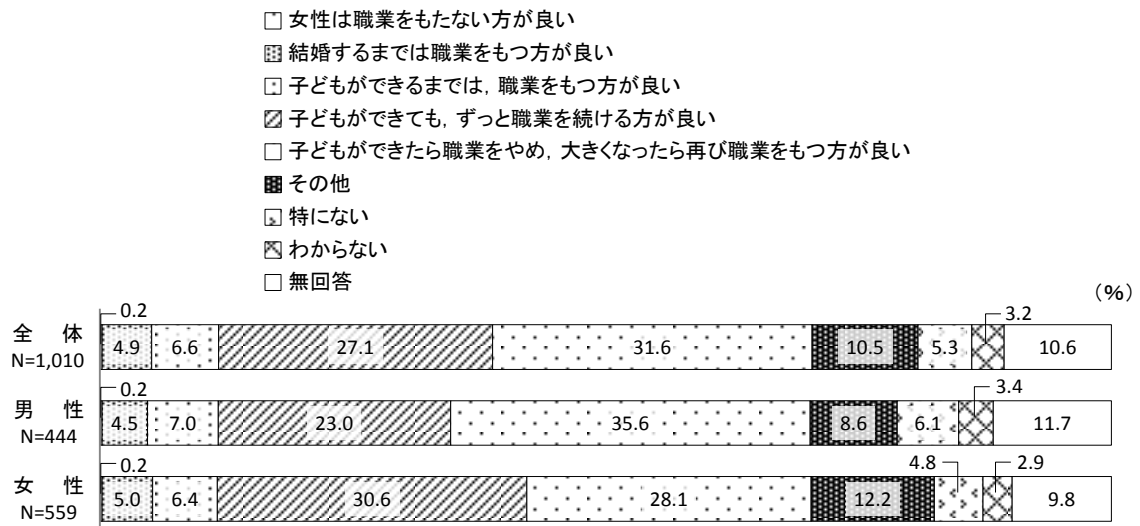


③ 女性の仕事に対するかかわり方

女性の仕事に対するかかわり方で、最も望ましいと思うものについて、全体でみると、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方が良い」が31.6%で最も高く、次いで「子どもができて、ずっと職業を続ける方が良い」が27.1%などとなっています。

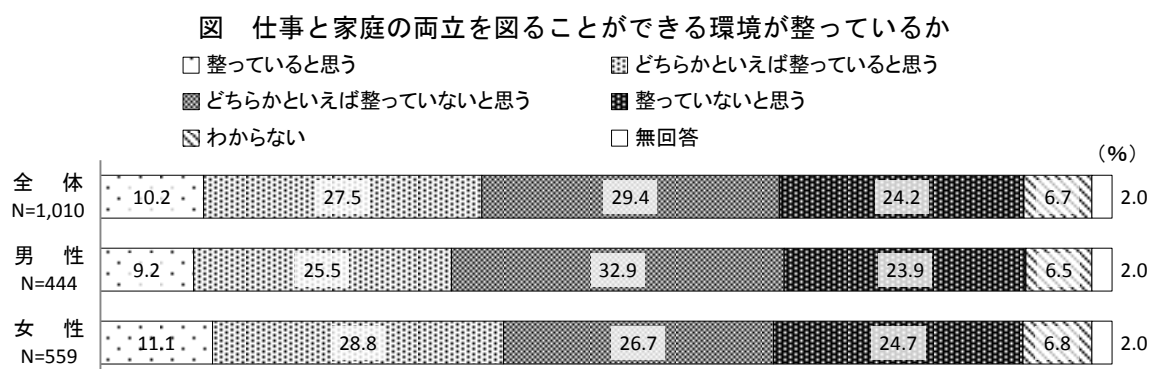
また、男性に比べて女性で「子どもができて、ずっと職業を続ける方が良い」が高くなっています。

図 女性の仕事にたいするかかわり方で最も望ましいと思うもの



④ 仕事と家庭の両立を図ることができる環境が整っているか

仕事と家庭の両立を図ることができる環境が整っているかについて、全体でみると、「どちらかといえば整っていないと思う」が29.4%で最も高く、「整っていないと思う」の24.2%と合わせた、否定的意見の割合が53.6%と過半数を超えています。



⑤ 仕事と家庭の両立のために必要なこと

仕事と家庭の両立のために必要なことについて、全体でみると、「家事・育児、介護等を家族が分担する」が67.9%で最も高く、次いで「職場の管理・監督者や同僚の配慮、協力」が58.5%、「育児（保育）・介護関係施設の整備、サービスを充実させる」が57.1%などとなっています。

この他、「有給休暇を取得しやすくする」、「育児・介護休業制度を利用しやすくする」、「フレックスタイム制など柔軟な勤務体制を導入する」も過半数を占めています。

表 仕事と家庭の両立のために必要なこと (%)

区 分	全体 N=1,010	性別	
		男性 N=444	女性 N=559
家事・育児、介護等を家族が分担する	67.9	58.8	75.7
職場の管理・監督者や同僚の配慮、協力	58.5	53.8	62.6
育児（保育）・介護関係施設の整備、サービスを充実させる	57.1	50.5	62.6
有給休暇を取得しやすくする	56.8	55.4	58.1
育児・介護休業制度を利用しやすくする	54.6	49.3	59.2
フレックスタイム制など柔軟な勤務体制を導入する	50.7	50.0	51.5
時間外労働を少なくする	48.2	45.5	50.8
短時間勤務制度を導入する	37.0	31.8	41.5
有給休暇の日数を多くする	19.0	18.9	19.3
わからない	2.5	2.7	2.0
特になし	0.7	0.7	0.7
その他	4.5	4.5	4.5
無回答	0.7	0.9	0.2

※ 第1位, 第2位, 第3位

⑥ 男性が家事等に積極的に参加していくために必要なこと

男性が家事等に積極的に参加していくために必要なことについて、全体でみると、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が66.9%で最も高く、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が59.7%、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が56.7%となっており、これら3項目で5割を超えています。

また、女性で「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること」の割合が高くなっています。

表 男性が家事等に積極的に参加していくために必要なこと

(%)

区 分	全体 N=1,010	性別	
		男性 N=444	女性 N=559
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	66.9	64.2	69.2
男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	59.7	50.9	67.1
男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	56.7	52.7	60.3
社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること	44.6	41.7	47.2
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	40.9	30.6	49.2
労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	34.1	32.0	35.8
男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供を行うこと	25.5	25.0	25.9
男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	24.2	19.6	27.9
男性が家事・育児などを行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進めること	22.8	19.1	25.8
特に必要なことはない	2.2	2.3	2.0
その他	4.1	3.8	4.3
無回答	0.9	1.4	0.5

※ 第1位, 第2位, 第3位

表 参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」…平成28年9月調査

(%)

区 分	割合
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	59.4
男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	57.0
男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	57.0
社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること	47.9
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	40.0
男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	30.9
労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	30.8
男性が家事・育児などを行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること	25.7
男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと	23.8
その他	0.9
特に必要なことはない	4.4

⑦ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについて、全体でみると、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が 52.6%で最も高く、次いで「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が 39.6%、「社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」が 37.6%などとなっています。

性別にみても、概ね同様の傾向となっていますが、女性に比べて男性で「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」が高くなっています。

表 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと (％)

区 分	全体 N=1,010	性別	
		男性 N=444	女性 N=559
女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと	52.6	49.3	55.6
女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと	39.6	37.4	41.9
社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること	37.6	42.1	34.5
女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと	26.3	29.1	24.3
女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること	22.1	25.5	19.7
特にない	10.6	9.2	11.3
その他	5.2	5.6	4.8
無回答	1.9	1.4	2.1

※  第 1 位,  第 2 位,  第 3 位

表 参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」…平成 28 年 9 月調査 (％)

区 分	割合
女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと	52.1
社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること	39.9
女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと	39.7
女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること	27.4
女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと	25.8
その他	0.7
特にない	6.7
わからない	4.0

⑧ 子どもの育て方

子どもの育て方に関する意識について、全体での傾向をみると、下記の4つの設問とも「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を加えた、設問に対する肯定的な意識が60%以上を占めています。

設問①：男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい

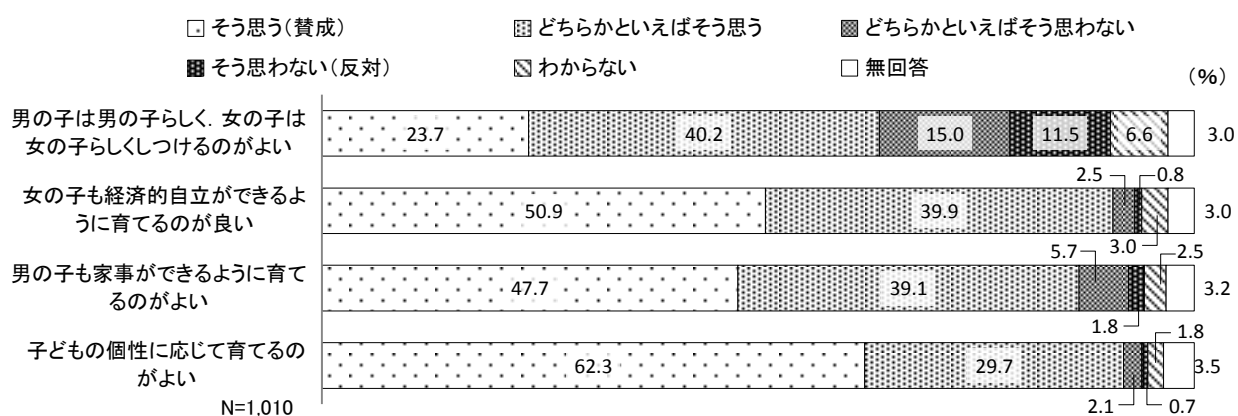
設問②：女の子も経済的自立ができるように育てるのがよい

設問③：男の子も家事ができるように育てるのがよい

設問④：子どもの個性に応じて育てるのがよい

特に、“男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい”以外の3つの設問では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると、約9割となっています。

図 子どもの育て方に関する意識の全体的な傾向



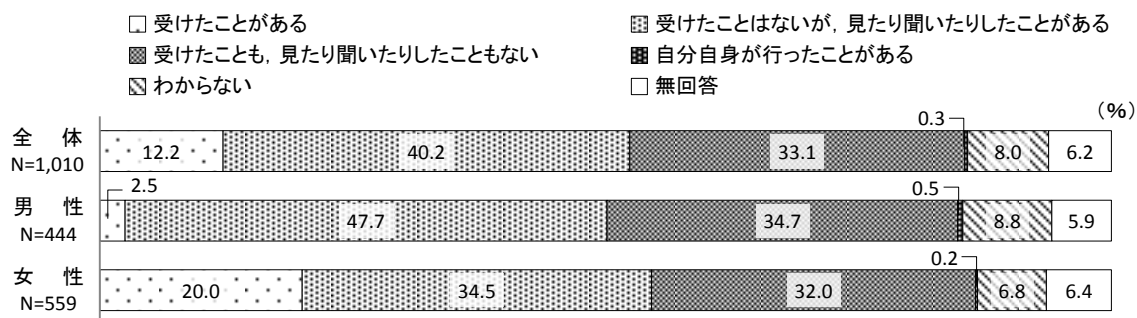
エ 男女の人権などについて

① セクシュアル・ハラスメントを受けたことの有無

セクシュアル・ハラスメントを受けたことの有無について、全体でみると、「受けたことがある」は12.2%、「受けたことはないが、見たり聞いたりしたことがある」が40.2%となっています。

性別にみると、「受けたことがある」が、性別では女性で20.0%と高くなっています。

図 セクシュアル・ハラスメントを受けたことの有無



② 受けたことのあるセクシュアル・ハラスメント

受けたことのあるセクシュアル・ハラスメントについて、全体でみると、「容姿について、あれこれ聞かれたり、話題にされた」が44.7%で最も高く、次いで「故意に身体にふれられた」が42.3%、「性的な冗談やひわいなことを話題にされた」が41.5%となっており、これら3項目が4割を超えて高くなっています。

表 受けたことのあるセクシュアル・ハラスメント (％)

区 分	全体 N=123	性別	
		男性 N=11	女性 N=112
容姿について、あれこれ聞かれたり、話題にされた	44.7	45.5	44.6
故意に身体にふれられた	42.3	－	46.4
性的な冗談やひわいなことを話題にされた	41.5	9.1	44.6
忘年会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要された	26.0	－	28.6
身体をじろじろ見られた	14.6	9.1	15.2
頻繁に電話をかけてきたり、メールを送ってきた	11.4	－	12.5
しつこく交際を求められた	7.3	－	8.0
キスやセックスの強要など性的な行為を迫られた	4.9	－	5.4
職場にヌードポスター・ヌードカレンダーなどを貼られた	1.6	－	1.8
昇進や商取引などを利用して性的な関係を迫られた	－	－	－
その他	8.9	27.3	7.1
無回答	2.4	9.1	1.8

※ 第1位, 第2位

③ セクシュアル・ハラスメントを受けたときの相談先

セクシュアル・ハラスメントを受けたときの相談先について、全体でみると、「親族、友人・知人」が42.3%で最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」が36.6%、「相談する人はいたが、がまんした」が15.4%などとなっています。

表 セクシュアル・ハラスメントを受けたときの相談相手 (％)

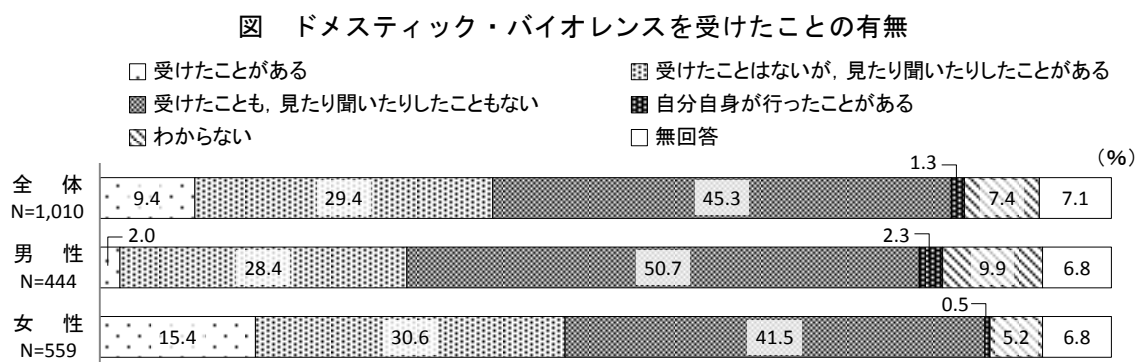
区 分	全体 N=123	性別	
		男性 N=11	女性 N=112
親族、友人・知人	42.3	27.3	43.8
相談しようとは思わなかった	36.6	54.5	34.8
相談する人はいたが、がまんした (相談しなかったが、結果的に相談しなかった)	15.4	－	17.0
相談したかったが、誰に相談してよいかわからなかった	4.9	－	5.4
民生委員・児童委員、人権擁護委員	0.8	－	0.9
弁護士、医師	0.8	－	0.9
警察	－	－	－
国の機関、県の機関、広島県女性総合センター	－	－	－
役場	－	－	－
その他	11.4	9.1	11.6
無回答	1.6	18.2	－

※ 第1位, 第2位

④ ドメスティック・バイオレンスを受けたことの有無

ドメスティック・バイオレンスを受けたことの有無について、全体でみると、「受けたことがある」は9.4%となっています。

性別にみると、女性で「受けたことがある」が15.4%と高くなっています。



⑤ 受けたことのあるドメスティック・バイオレンス

受けたことのあるドメスティック・バイオレンスについて、全体でみると、「大声でどなられたり、おどされた」が58.9%で最も高く、次いで「誰のおかげで生活できるんだなどと言われた」が31.6%、「交友関係や外出を制限された」が25.3%などとなっています。

表 受けたことのあるドメスティック・バイオレンス (%)

区 分	全体 N=95	性別	
		男性 N=9	女性 N=86
大声でどなられたり、おどされた	58.9	55.6	59.3
「誰のおかげで生活できるんだ」などと言われた	31.6	11.1	33.7
交友関係や外出を制限された	25.3	22.2	25.6
いやがっているのに性的な行為を強要された	22.1	—	24.4
医師の治療を必要としない程度の暴行を受けた	21.1	11.1	22.1
何を言っても無視された	20.0	—	22.1
携帯電話やスマートフォンのメールや通話履歴をチェックされた	12.6	11.1	12.8
十分な生活費をくれず、使い道を問いつめられた	12.6	—	14.0
医師の治療が必要となるくらいの暴行を受けた	11.6	11.1	11.6
命の危険を感じるくらいの暴行を受けた	7.4	11.1	7.0
見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌などを見せられた	2.1	—	2.3
その他	8.4	—	9.3
無回答	2.1	11.1	1.2

※ 第1位, 第2位

⑥ ドメスティック・バイオレンスを受けたときの相談先

ドメスティック・バイオレンスを受けたときの相談先について、全体でみると、「親族、友人・知人」が48.4%で最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」23.2%、「相談する人はいたが、がまんした」が13.7%などとなっています。

表 ドメスティック・バイオレンスを受けたときの相談相手 (%)

区 分	全体 N=95	性別	
		男性 N=9	女性 N=86
親族、友人・知人	48.4	55.6	47.7
相談しようとは思わなかった	23.2	44.4	20.9
相談する人はいたが、がまんした（相談したかったが、結果的に相談しなかった）	13.7	－	15.1
相談したかったが、誰に相談してよいかわからなかった	9.5	－	10.5
警察	4.2	－	4.7
国の機関、県の機関、広島県女性総合センター	4.2	－	4.7
役場	1.1	－	1.2
民生委員・児童委員、人権擁護委員	－	－	－
弁護士、医師	－	－	－
その他	6.3	11.1	5.8
無回答	2.1	11.1	1.2

※  第1位,  第2位

⑦ セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止方策

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止方策について、全体でみると、「被害者が援助を求めやすいように、相談や保護の体制を整備する」が70.9%と最も高く、次いで「女性相談員の配置やプライバシーの保護など、被害者が相談しやすい環境をつくる」が63.1%、「セクハラやDVの防止などに関する啓発や情報提供を充実させる」が42.1%などとなっています。

表 セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止策 (%)

区 分	全体 N=1,010	性別	
		男性 N=444	女性 N=559
被害者が援助を求めやすいように、相談や保護の体制を整備する	70.9	70.7	71.7
女性相談員の配置やプライバシーの保護など、被害者が相談しやすい環境をつくる	63.1	58.6	67.4
セクハラやDVの防止などに関する啓発や情報提供を充実させる	42.1	44.4	40.8
被害者が自立して生活できるように支援する	39.0	31.5	45.4
地域・家庭・学校における男女平等や人権についての教育を充実させる	37.7	39.0	37.2
わからない	5.0	5.6	4.7
特に対応の必要はない	0.8	1.4	0.4
その他	3.5	4.1	3.0
無回答	5.0	4.3	4.7

※  第1位,  第2位, 第3位

オ 男女共同参画社会の形成に向けた取組について

男女共同参画を進めるために、取り組むべきだと思うことについて、全体でみると、「男女がともに尊重され、多様な生き方ができるような相互理解に関する広報・啓発を行う」が32.4%で最も高くなっています。次いで「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」が31.2%、「学校教育の場において、男女共同参画についての学習の場を充実する」が28.7%、「介護施設、介護サービスを充実する」が26.4%などとなっています。

表 男女共同参画社会の形成に向けた取組について (％)

区 分	全体 N=1,010	性別	
		男性 N=444	女性 N=559
男女がともに尊重され、多様な生き方ができるような相互理解（男女共同参画）に関する広報・啓発を行う	32.4	35.4	30.4
保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する	31.2	24.8	36.7
学校教育の場において、男女共同参画についての学習の場を充実する	28.7	30.0	27.9
介護施設、介護サービスを充実する	26.4	20.9	31.1
社会教育などにおいて、男女共同参画の意識を高めるための学習の場を充実する	19.0	20.9	17.7
条例の制定や施策・制度を整備・充実する	18.4	22.1	15.7
町の責任ある立場に女性を積極的に登用したり、町の施策に関する審議等を行う場に女性の参画を進める	17.3	19.4	15.7
まちづくり活動やボランティア活動、コミュニティ活動における男女共同参画を推進する	16.2	19.4	14.0
DVに関する相談体制を充実する	8.7	9.7	8.1
わからない	5.0	3.4	6.3
各国との交流や情報提供など、国際交流を推進する	2.9	3.4	2.5
特にない	1.8	2.3	1.4
その他	1.9	2.5	1.4
無回答	12.7	12.2	12.5

※  第1位,  第2位,  第3位

4 参考：広島県男女共同参画基本計画（第4次）における目標指標一覧

【総括目標】

目標指標	現況値	目標値
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.9% 男性 20.4%	現況値からの向上 かつ男女の数値の 差の縮小

【環境づくり】

目標指標	現況値	目標値
1 職場における女性の活躍促進		
(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備		
女性（25～44歳）の就業率	68.0%	73%
事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.4%	30%
女性活躍推進法に 基づき県が策定す る特定事業主行動 計画に定める目標 及び目標値	管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 5.5%	13%
	管理的地位にある職員のうち女性の占める割合（教育委員会） 31.8%	40%
	警察官のうち女性の占める割合（警察本部） 8.0%	10%超
(2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進		
女性が役員に登用されていない農業共同組合の数	2	0
女性委員がいない農業委員会の数	4	0
(3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備		
わーくわくママサポートコーナーの就職者数	417人	1,758人
(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実		
在宅勤務制度や短時間勤務制度など、時間や場所にとらわれない多様な働き方ができる制度を導入している企業（従業員数31人以上）の割合	(H28 調査予定)	80%以上
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	11.1%	6.1%
一人当たりの年次有給休暇取得率	46.8%	60%
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業（従業員数31人以上）の割合	44.9%	80%以上
いつでも安心して子供を預けて働けることができる環境が整っていると思う人の割合	50%	70%
保育所待機児童数	66人	0人
放課後児童クラブ登録児童数	20,273人	28,080人
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）提供量	3,582人（見込値）	4,983人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防を含む。）定員数	5,693人	6,098人
(5) 男性の家庭への参画の促進		
男性の育児休業等促進宣言企業数	309件	690社
男性の育児休業取得率	5.1%	13%
県職員（男性）の育 児休業取得率	知事部局 11.0%	30%
	教育委員会 3.0%	30%
2 地域社会活動における男女共同参画の推進		
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進		
県の審議会等委員 のうち女性委員の 占める割合	全審議会 法令等により構成員の職務分野が指定 されている5審議会を除く審議会 29.0%	34%
女性委員がいない県の審議会等の数	4	0
エソールひろしま大学（応用講座）受講者累計	87人	420人
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進		
	(目標値設定なし)	

目標指標	現況値	目標値
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備		
(1) 県の推進体制の充実	(目標値設定なし)	
(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化	(目標値設定なし)	
(3) 市町等との連携強化・取組支援	(目標値設定なし)	

【人づくり】

目標指標	現況値	目標値
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実		
(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実		
エソールひろしま大学で実施する男性対象講座の定員充足率	81.7%	100%
(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進	(目標値設定なし)	
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実		
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実		
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合 (全日制県立高等学校)	37.8%	教育委員会主要施策実施方針に掲げた目標値による
(2) 研修の充実・支援	(目標値設定なし)	

【安心づくり】

目標指標	現況値	目標値
1 生涯を通じた健康対策の推進		
(1) 生涯を通じた健康対策の推進		
健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）の延伸	（健康寿命） 女性 72.84 年 男性 70.93 年 （平均寿命） 女性 86.94 年 男性 79.91 年	全国平均を上回り、 平均寿命の延び以 上に延伸
特定健康診査の受診率	41.4%	70%
がん検診の受診率	胃 40.5% 肺 41.3% 大腸 37.2% 子宮 43.9% 乳 43.0%	全て 50%以上
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援		
分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数（人口 10 万人対）	診療所 1.61 人 病院 3.95 人	診療所 1.83 人 病院 4.58 人
医療施設従事助産師数（人口 10 万人対）	23.4 人	24.7 人
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進		
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進	（目標値設定なし）	
(2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進	（目標値設定なし）	
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援		
(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援		
ひとり親家庭の親の就業率（広島県調査）	89.5%	91.3%以上
(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備		
消防団員のうち女性の占める割合	2.3%	10%

5 第2次海田町男女共同参画基本計画の策定経緯

本計画の策定経緯を整理すると、以下のようになります。

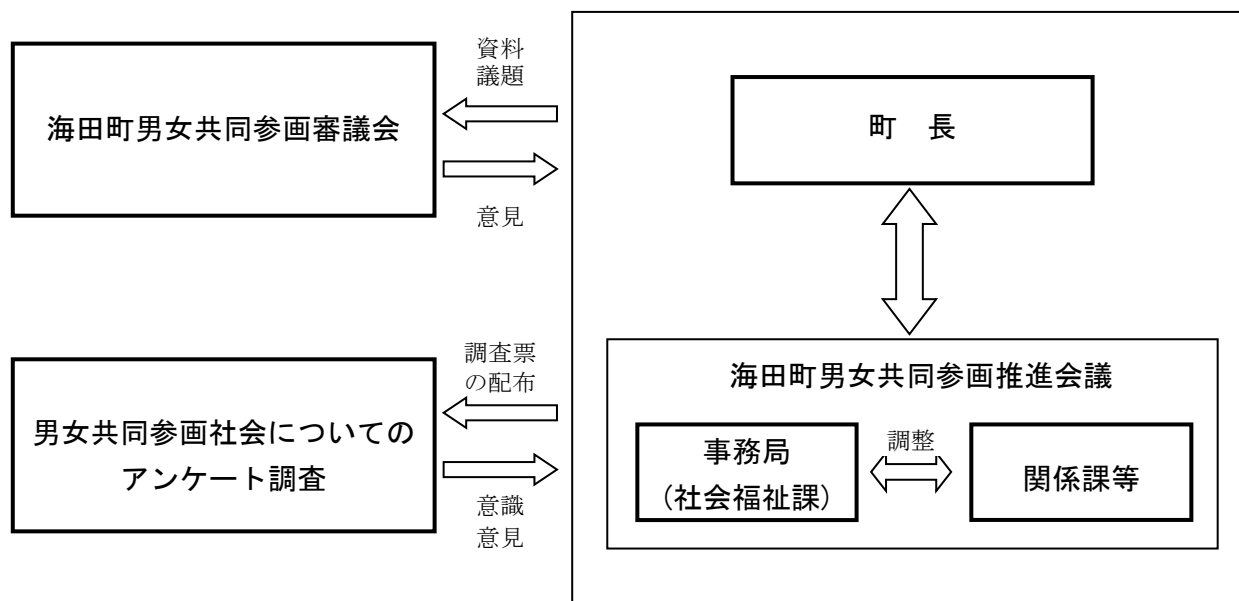
表 第2次海田町男女共同参画基本計画策定の経緯

年月日	取組	主な内容
平成 29 (2017) 年 7 月 27 日 (木)	第 1 回海田町男女共同参画 審議会	○海田町男女共同参画審議会会長選任 ○第 2 次海田町男女共同参画基本計画の策 定について ○アンケート調査の実施と調査票について
8 月～9 月	男女共同参画社会について のアンケート調査の実施	○発送日：8 月 21 日 (月) ○締切日：9 月 28 日 (木) ※当初 13 日 (水) までの締切日を延長して 受付
10 月 26 日 (木)	第 2 回海田町男女共同参画 審議会	○男女共同参画社会についてのアンケート 調査結果について ○第 2 次海田町男女共同参画基本計画 (素 案) について
平成 30 (2018) 年 2 月	パブリックコメントの実施	○2 月 2 日 (金) ～9 日 (金) ※意見等なし
2 月 19 日 (月)	第 3 回海田町男女共同参画 審議会	○パブリックコメントの結果について ○第 2 次海田町男女共同参画基本計画 (案) について

6 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、「男女共同参画社会についてのアンケート調査」を実施するとともに、「海田町男女共同参画審議会」を設置し、住民の意識・意見を踏まえながら、庁内の協議・調整を重ねて策定しました。

<計画の策定体制>



7 海田町男女共同参画審議会

海田町男女共同参画審議会は、以下の委員によって構成しています。

任期：平成29年7月20日～平成30年3月31日

機 関	氏 名	所 属
学識経験者	礪 田 朋 子	広島文化学園大学
人権擁護委員	佐々木 登貴子	広島人権擁護委員協議会
福祉団体関係者	堂 免 寛	海田町民生委員児童委員協議会
	山 本 昭	海田町社会福祉協議会会長
教育関係者	佐々木 正 子	海田町教育委員
企業関係者	藤 谷 明 子	株式会社東洋シート
	森 光 子	広島安芸商工会 女性部
関係行政機関の職員	丹 羽 勤	海田町総務部長
	湯 木 淳 子	海田町福祉保健部長

人が輝く 豊かさづくり
—男女で支えるまち・海田—

発 行 海田町
編 集 海田町 福祉保健部 社会福祉課
広島県安芸郡海田町上市 14 番 18 号
TEL (082) 823-9207
URL <http://www.town.kaita.lg.jp>
平成 30 (2018) 年 3 月

